

平成 29 年度 かんぽ財団  
研究助成報告書

救護施設における生活環境の変遷と混合処遇のあり方に関する研究

Study on the Living Environment and Mixed Treatment  
of the Residents in the Relief Facilities

豊田工業高等専門学校 建築学科

准教授 亀屋恵三子

# 目次

## 1章 救護施設の流れと研究目的

---

1-1 全景	・・・1
1-2 制度の流れ	・・・2
1-3 施設数と立地特性	・・・3
1-4 利用者	・・・5
1-5 本研究の目的	・・・6
1-6 救護施設に関する既往研究	・・・7
1-7 調査方法とその対象	・・・7
1-8 用語の定義	・・・8

## 2章 アンケートにみる施設環境と利用者の特性

---

2-1 施設規模と施設利用者の状況	・・・10
2-2 施設利用者の居室環境とその様式	・・・12
2-3 施設の全体計画	・・・15

## 3章 事例にみる利用者の生活空間と過ごし方

---

3-1 訪問施設の主体条件	・・・19
1) YB 施設   2) TK 施設   3) TA 施設	
4) TH 施設   5) SZ 施設   6) SU 施設	
7) NU 施設   8) NK 施設   9) AS 施設	
10) AA 施設 11) SH 施設 12) TO 施設	
13) OF 施設 14) OH 施設 15) OT 施設	
16) OU 施設 17) YS 施設	
3-2 救護施設の建て替えに関する事例	・・・82
3-3 救護施設利用者の生活時間について	・・・87
3-4 混合処遇と生活環境のゾーニングに対する試論	・・・90

## 4章 総括

---

4-1 第2章で得られた知見	・・・91
4-2 第3章で得られた知見	・・・91
4-3 総括	・・・92

付録資料

# 1章 救護施設の流れと研究目的

## 1-1 全景

救護施設は、社会福祉法における第1種社会福祉事業<sup>1</sup>に属し、生活保護法第38条「身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする」保護施設<sup>2</sup>のひとつである。これまで知的、身体、精神等の障害者をはじめ、ホームレスやDV被害者等、実に多様な社会的弱者を受け入れてきた。現在、救護施設は全国に183施設、約17000人に利用されており、全国救護施設協議会<sup>3</sup>（以下、全救協）によって施設間の情報共有や制度や施策の充実改善に向けた調査研究が行われている。近年における利用者の動態としては、救護施設利用者の障害状況（図1-1）に示すように、精神障害を有する利用者が施設利用者総数の約半数を占める現状にある（重複障害を含む精神障害者数7909人/施設利用者総数16495人）。一方、施設利用者の年齢構成（図1-2）は、65歳以上の高齢者が約半数を占めており利用者の高齢化が進行している。

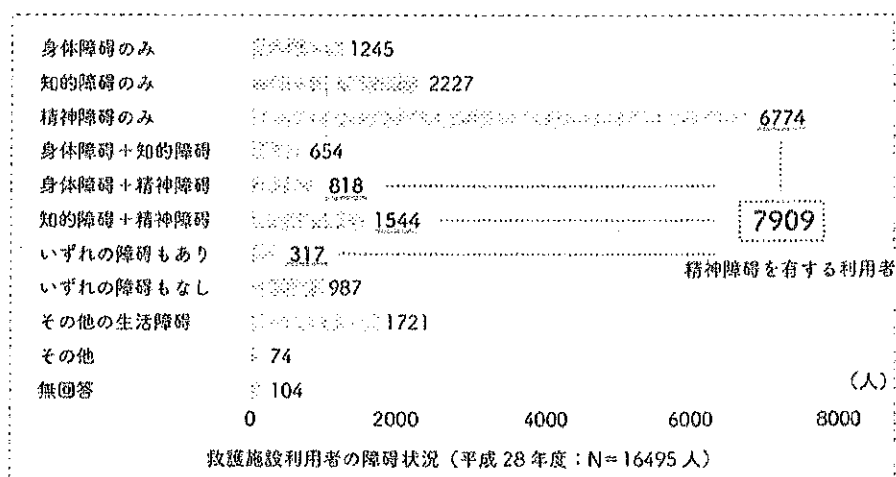


図1-1 救護施設利用者の障害状況<sup>4</sup>

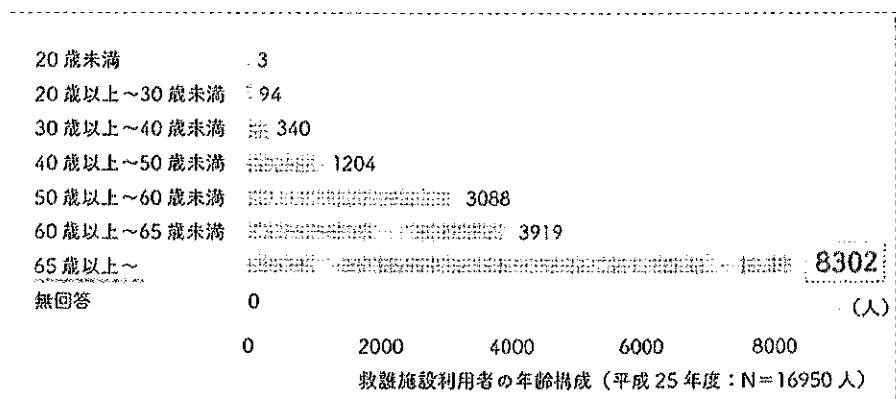


図1-2 救護施設利用者の年齢構成<sup>5</sup>

<sup>1</sup> 第1種社会福祉事業とは「利用者への影響が大きく、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業」を指す。

<sup>2</sup> 生活保護法第38条に定義される生活困窮者を保護するための施設。救護施設のほか、医療保護施設などがある。

<sup>3</sup> 全国救護施設協議会とは1961年10月に東京で開催された全国社会福祉大会を契機に、「全国救護施設連絡協議会」（93施設）として始まり、1969年に現在の「全国救護施設協議会」に改称された。

<sup>4</sup> 全国救護施設協議会 <http://www.zenkyukyo.gr.jp/institut/institut.htm> より作成

<sup>5</sup> 平成25年度全国救護施設実態調査 報告書 より作成

## 1-2 制度の流れ

戦後の我が国における障害者支援制度は、旧生活保護法（1946年）にはじまり、その後、身体障害者福祉法（1949年）、精神保健福祉法（1950年）、知的障害者福祉法（1960年）などの法制度が成立し、障害種別ごとの拡充が図られることで、障害者支援の基盤整備が進められてきた。その中で、障害の種別を超えて障害者個々の自立や社会参加を支援するため、心身障害者対策基本法（1970年）が成立した。さらに、ノーマライゼーションの理念の広がりに伴い、同法の改正により障害者施策の基本となる障害者基本法（1993年）が制定された。近年では、従来の障害種別ごとに異なる法律に基づいた自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして障害者自立支援法（2005年）が制定され、現在では障害者総合支援法（2013年）に名称を変えている。

一方、救護施設においては、戦後の旧生活保護法（1946年）にはじまったわけではなく、救護施設の「救護」という概念は、それ以前の「救済」という前近代的な日本の社会福祉の前史の概念から発展しながら生じた概念である。とりわけ、恤救規則<sup>6</sup>（1874年）の時点で「救済」の概念の元、一般救貧施策の中で高齢者の救済もなされていたが、救済の対象は「無告ノ窮民（極貧で労働能力がなく、しかも独身で親族や近隣の援助も受けられない者）」であり、極めて制限的な施策であった。そのような背景の中で、救護施設の前身的存在として養老院が、宗教家や篤志家や慈善団体などが救済事業の一環として展開された。養老院は、聖ヒルダ養老院（1895年）の設立を契機に、名古屋養老院（1901年）、東京養老院（1903年）などが設立され、大正期以降も聖園養老院（1920年）、京都養老院（1921年）等が全国各地に設立されたと言われている<sup>7</sup>。

その後、世界恐慌（1929年～）の最中に、近代的救貧法として救護法（1928年）が成立し、これ以後救護法に基づき救護費が養老院に支給されるようになった。また、救護法第6条には「本法ニ於テ救護施設ト称スルハ養老院、孤児院其ノ他ノ本法ニ依ル救護ヲ目的トスル施設ヲ言フ」という規定が存在しており、救護施設の一つに養老院が位置づけられていた（救護法は1946年10月に廃止）。一方、戦後まもない旧生活保護法（1946年）においては、救護施設の名称は存在しておらず、現在の保護施設のうち、1.宿所を提供する事業、2.託児事業、3.授産事業に限られていた。その後、新生活保護法（1950年）により救護施設は、現在の保護施設の一つに加えられている。なお、新生活保護法38条においては、1.養老施設、2.救護施設、3.更生施設、4.医療保護施設、5.授産施設、6.宿所提供施設が保護施設として定められた。

現在における救護施設においては、精神障害者施策との関連が重要である。戦後の国家予算に占める医療費の割合増加に伴い、精神科病院入院患者においては精神病院の檻からの解放が求められた。そのため、厚生省の中で緊急に対策を講じなければならない事態となり、精神障害者を受け入れる施設として1958年に緊急救護施設<sup>8</sup>が制定された。その後、全国各地に緊急救護施設が開設されたが、一般の救護施設と職員配置などの施設基準がほぼ一致したことから、緊急救護施設は一般の救護施設の枠内に統合ま

<sup>6</sup> 明治政府が生活困窮者の公的救済を目的として、日本で初めて統一的な基準をもって発布した救貧法。

<sup>7</sup> 鳥羽美香：戦前の養老院における入所者処遇～、文京学院大学人間学部研究紀要 Vol.11、No.1、p131-146、2009

<sup>8</sup> 緊急救護施設とは、1956年に救護施設緊急整備費として国庫補助を受けて設立された施設である。精神衛生法による精神病院または指定病院などに入院しているもののうち、すでに病状が固定しており、入院による医療の継続を必要としないもので、引き取り先がない等の居宅保護を行うことができない、もしくは保護の目的を達しがたい者を収容するために設けられた。

たは他の業種に転換していくことで1973年に廃止されている。以下、表1-1に救護施設及び障害者支援制度に関連する法規、図1-3に救護施設の設立年度を示す。また、1958年から1973年にかけて存在した緊急救護施設に関する内容を示す。

表1-1 救護施設の関連法規の変遷

1874年/明治7年	恤救規則	etc... 路上の狂癡人の取扱いに関する行政警察規則(1875)
1929年/昭和4年	救護法	etc... 軍事扶助法(1917)
↓		
救護施設が救護法第6条に定義される (1946年廃止)		
1946年/昭和21年	生活保護法(旧)	etc... 身体障害者福祉法(1949)、精神保健福祉法(1950)
↓		
生活保護法改正(1950年) → 救護施設が生活保護法第38条に定義される		
1965年/昭和40年	精神衛生法改正	etc... 知的障害者福祉法(1960)、老人福祉法(1961)
↓		
1958年 ~ 1973年 → 厚生省による緊急救護施設の設置(1973年廃止、救護施設と統合)		
1993年/平成5年	障害者基本法	etc... 身体障害者雇用促進法(1960)、心身障害者対策基本法(1970)
2005年/平成15年	障害者自立支援法	etc... 措置制度(~2003)、支援費制度(~2005)
2013年/平成25年	障害者総合支援法	etc... 障害者差別解消法(2013)

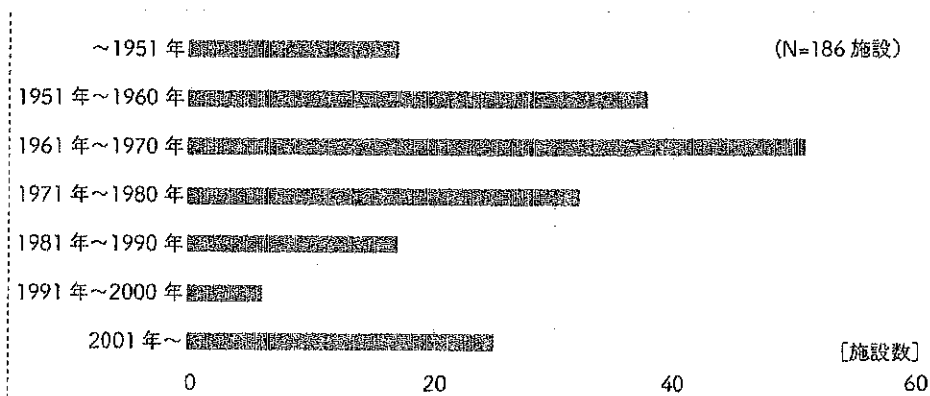


図1-3 救護施設の設立年度 (全救協への非加入施設を含む)<sup>9</sup>

### 1-3 施設数と立地特性

救護施設の属する保護施設全体の施設数は、1970年以降減少傾向にあり、2000年以降は横ばい状況にある。一方、救護施設は更生施設や授産施設をはじめとする保護施設が減少する中、その数を増やしている(図1-4)。特に1-2で述べたように緊急救護施設が1973年に救護施設に統合されてからはその数を少しずつ増やしている状態にある。都道府県別に救護施設の施設数(図1-5)を比較すると、大阪府が最も多く18施設、次いで東京都10施設、北海道9施設等となっている一方、栃木県、富山県、岐阜県、福井県、京都府、鹿児島県においては各1施設のみとなっており、都道府県ごとの施設数の格差が存在している。さらに、岡部卓の論文<sup>10</sup>を参考に都道府県別の人口を救護施設数で除すると、熊本県、鳥取県、山口

<sup>9</sup> 平成25年度全国救護施設実態調査 報告書 引用・作成

<sup>10</sup> 岡部卓：救護施設の動態—全国救護施設調査(開設から2006年まで)—、首都大学東京人文科学研究科 人文学報、

県等では人口 30 万人未満に対して救護施設 1 施設が設置されている一方、東京都、大阪府、愛知県等では、人口 100 万人以上に対して救護施設 1 施設が設置されており、大都市であるといっても、人口比に見合った施設配置はなされていない現状にある。

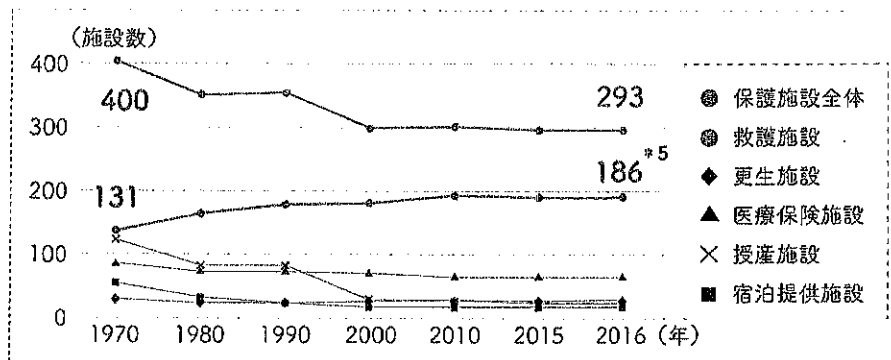


図 1-4 保護施設の施設数の推移<sup>11</sup>

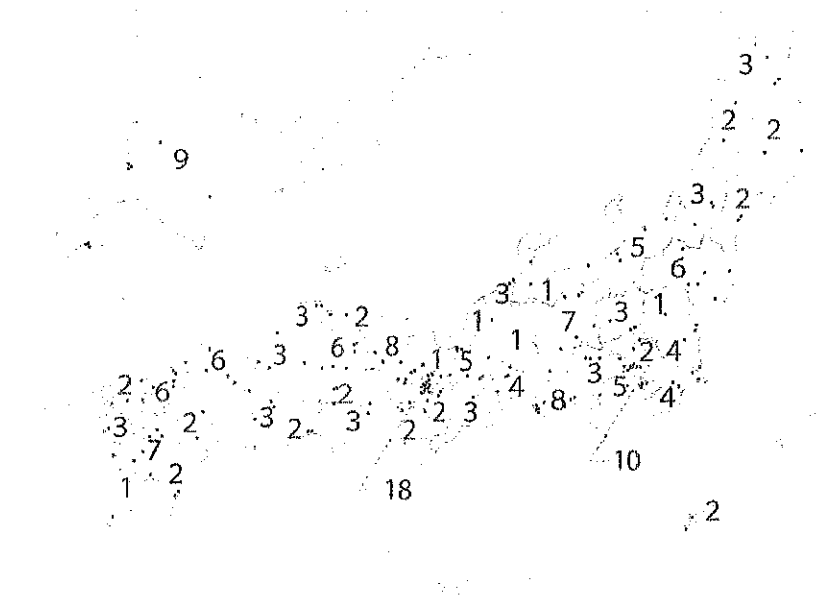


図 1-5 救護施設の都道府県別の施設数

近年の救護施設の都道府県別の定員数の推移（表 1-2）を詳しく見ると、全体としては微増している（2006 年/16574 名 → 2017 年/16685 名）。また、都道府県別の定員数を見ると、大阪府が最も多く（2017 年/1818 名 → 2006 年/1977 名）、次いで北海道（2006 年/960 名 → 2017 年/954 名）であった。一方で、鹿児島県（2006 年/60 名 → 2017 年/60 名）が最も少なく、次いで、岐阜県（2006 年/70 名 → 2017 年/70 名）であった。また、各地域別の定員を見ると、近畿地区が最も多く（2006 年/3528 名 → 2017 年/3637 名）、

社会福祉学、29、p53-276、2012.3.

<sup>11</sup> 2017 年 9 月現在、全国救護施設協議会に加入施設は 183 施設である。

施設の種別別施設数と定員の推移（厚生労働省）より作成

九州/沖縄地区（2006年/1692名→2017年/1537名）と最も少ない。また、1施設における最大定員数は大阪府S施設の240人、最小定員数は大阪府S施設30人他1施設であった。先ほども述べたように、一見、都市圏に数多く設置されているものの人口比に見合った施設配置はなされていない（図1-6）。

表1-2 救護施設の都道府県別の定員数（施設数）

2006年：上<sup>12</sup> 2017年：下<sup>13</sup>

北海道/東北地区		関東地区		北陸/中部地区		近畿地区		中国/四国地区		九州/沖縄地区	
北海道	980 (9)	茨城県	340 (4)	新潟県	550 (5)	滋賀県	510 (5)	鳥取県	150 (2)	福岡県	430 (6)
青森県	400 (3)	栃木県	100 (1)	富山県	200 (1)	京都府	100 (1)	島根県	240 (3)	佐賀県	180 (2)
岩手県	170 (2)	群馬県	240 (3)	石川県	340 (3)	大阪府	1818 (17)	岡山県	410 (6)	長崎県	180 (3)
宮城県	290 (2)	埼玉県	264 (2)	福井県	140 (1)	兵庫県	640 (9)	広島県	215 (3)	熊本県	380 (7)
秋田県	205 (2)	千葉県	366 (4)	山梨県	250 (3)	奈良県	210 (2)	山口県	380 (6)	大分県	180 (2)
山形県	300 (3)	東京都	911 (10)	長野県	664 (7)	和歌山県	250 (2)	徳島県	160 (3)	宮崎県	132 (2)
福島県	470 (6)	神奈川県	686 (6)	静岡県	530 (8)			香川県	260 (2)	鹿児島県	60 (1)
				愛知県	398 (4)			愛媛県	365 (3)	沖縄県	150 (2)
				岐阜県	70 (1)			高知県	120 (2)		
				三重県	270 (3)						
計	2765 (27)	計	2907 (29)	計	3392 (36)	計	3528 (36)	計	2300 (30)	計	1692 (26)
										総計	16974 (184)

北海道/東北地区		関東地区		北陸/中部地区		近畿地区		中国/四国地区		九州/沖縄地区	
北海道	954 (9)	茨城県	310 (4)	新潟県	570 (5)	滋賀県	610 (6)	鳥取県	150 (2)	福岡県	305 (5)
青森県	400 (3)	栃木県	150 (1)	富山県	200 (1)	京都府	100 (1)	島根県	240 (3)	佐賀県	170 (2)
岩手県	170 (2)	群馬県	230 (3)	石川県	340 (3)	大阪府	1977 (18)	岡山県	448 (6)	長崎県	210 (4)
宮城県	176 (2)	埼玉県	356 (2)	福井県	150 (1)	兵庫県	490 (8)	広島県	220 (3)	熊本県	330 (6)
秋田県	205 (2)	千葉県	380 (4)	山梨県	250 (3)	奈良県	210 (2)	山口県	400 (6)	大分県	180 (2)
山形県	310 (3)	東京都	911 (10)	長野県	664 (7)	和歌山県	250 (2)	徳島県	170 (3)	宮崎県	132 (2)
福島県	510 (6)	神奈川県	570 (5)	静岡県	530 (8)			香川県	380 (2)	鹿児島県	60 (1)
				愛知県	430 (4)			愛媛県	270 (4)	沖縄県	150 (2)
				岐阜県	70 (1)			高知県	120 (2)		
				三重県	270 (2)						
計	2752 (27)	計	2887 (29)	計	3474 (36)	計	3637 (36)	計	2398 (31)	計	1537 (24)
										総計	16685 (183)

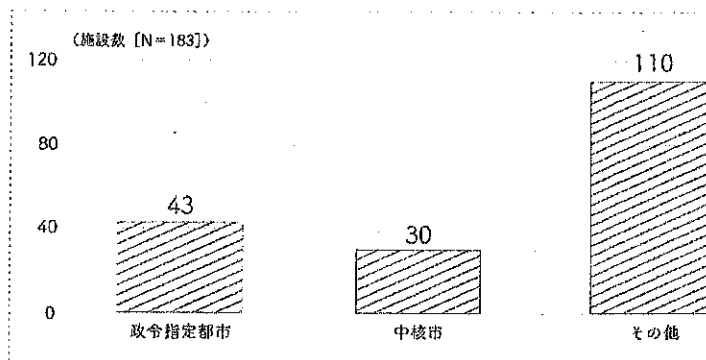


図1-6 救護施設の施設配置

1-4 利用者

現在、救護施設を利用する被保護者は障害者自立支援制度により、福祉事務所から措置されることで救護施設へ入所することが一般的である。救護施設は知的、身体、精神等の障害者をはじめ、ホームレスやDV被害者等、多様な社会的弱者を受け入れてきたが、近年においては、従来の障害や金銭面などの側面に加えて、高齢者の占める割合（図1-7）が高くなっている。この要因として、高齢者の貧困化というよ

<sup>12</sup> 2006年データ：岡部卓：救護施設の動態—全国救護施設調査（開設から2006年まで）—より引用

<sup>13</sup> 全国救護施設協議会—会員施設情報—

<http://www.zenkyukyo.gr.jp/member/member.htm>より作成

りも、図1-2でも示したように、利用者の高齢化によるものである。終身施設として位置づけられてはいないものの、行く当てのない利用者が地域によっては固定化される傾向がある。救護施設の入所要件に年齢的区分は設けられていないため、救護施設に要求される施設環境はより複雑化されていくことが想定される（図1-8）。

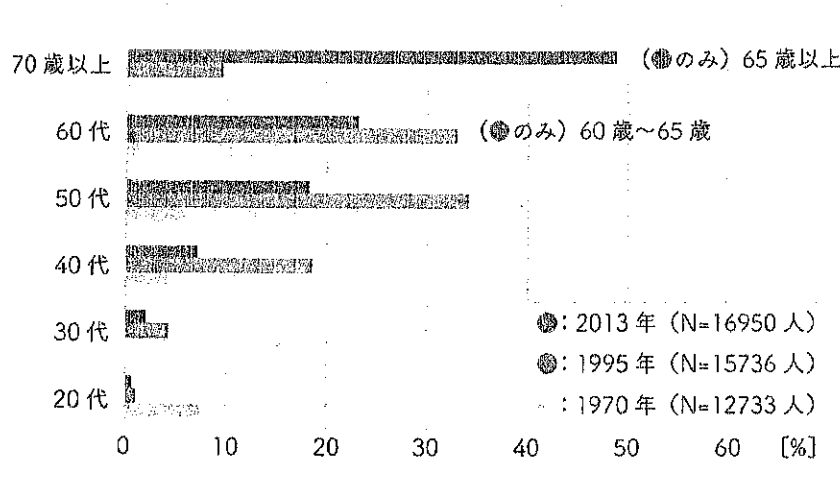


図1-7 救護施設利用者の年齢構成の推移<sup>14</sup>

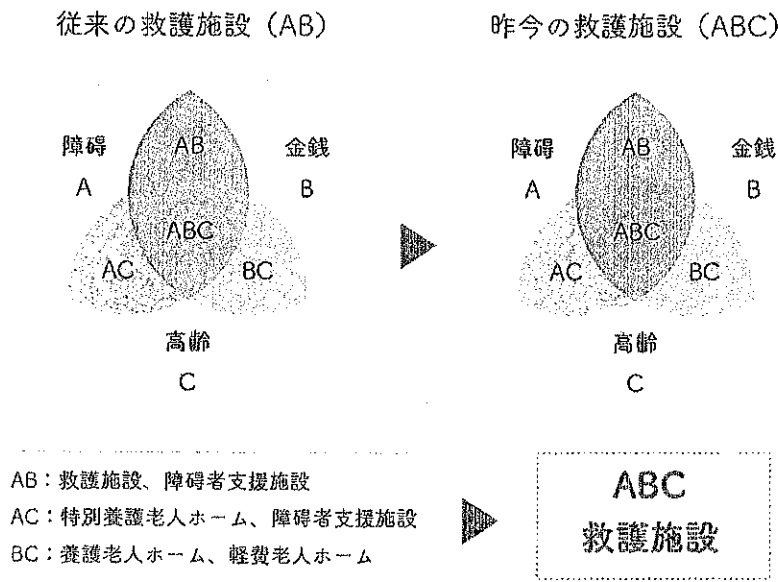


図1-8 救護施設利用者の変化

1-5 本研究の目的

救護施設は、先に述べた通り、制度化の流れにより精神障害、身体障害、知的障害の3障害に加えて、ホームレスをはじめとする生活困窮者が利用の中心者であったが、近年では家庭内DV被害者な

<sup>14</sup> 1970年、1995年のデータは江口恵子（2003）「救護施設の社会的性格：利用者の変遷を通じて」『人間文化研究』第1巻,33-46頁より作成し、2013年のデータは平成25年度全国救護施設実態調査 報告書より作成した



ど、多様な生活弱者の生活の場となっている。一方で、多くは戦後に全国に設置されたため、現在は利用者の高齢化・施設の老朽化が進んでおり、建て替え時期を迎えている施設が多い。しかしながら、建築的な基準は、昭和41年の厚生省令第18号のみであり、建築に関する研究論文も存在していないのが現状である。施設の更新時期が一度期に到来することが考えられる現在、施設基準となり得る設計指針が必要ではないかと考えた。

そこで、本研究では現存する救護施設の建築計画を整理しながら、利用者の障害状況、生活環境等を把握することで、救護施設における設計指針を検討することを目的としている。その中で、現存する救護施設の創設時期や築年数等の時間軸及び、利用者の障害状況や生活環境等の環境軸、施設の運営や整備に関する運営軸より整理を行い、混合処遇の特徴並びに今後の施設計画の指針を提示する。

#### 1-6 救護施設に関する既往研究

救護施設に関する既往研究は限られたものであり、施設の建築計画に関する研究は皆無である。全国救護施設協議会の事業報告においても救護施設ごとの利用者形態は実に多様であることが述べられている。それに加えて、施設の建築計画も種々様々であるため、どの施設を救護施設の現状と捉えるかは難しい現状にある。

一方で、社会福祉の観点からみた救護施設に関する研究は幾つか取り組まれているものの、救護施設に関する著書は、「救護施設 最底辺の社会福祉施設からのレポート」(1988、一番ヶ瀬康子 他共著)、救護施設との出会い―「最後の受け皿」からのメッセージ(2003、中川健太郎監修)などに限られている。一番ヶ瀬の著書では、救護施設全体の設立背景や1980年代における救護施設の現状について述べている。救護施設の設立に関しては、「救護施設の動態 全国救護施設調査(開設から2006年まで)」(2012、岡部卓)においても取り上げられている。岡部の研究では、全救協に所属する救護施設に対して、各施設の設立経緯について設立時期や施設定員の変遷を時間軸から調査している。一方で、中川の著書では、大阪府の高槻温心寮が事例的に取り上げられ、施設利用者の生活状況や施設環境について述べられている。さらに、大阪府の高槻温心寮については、「高槻温心寮における利用者の地域生活支援の展開-救護施設から出て地域で生活することへの援助の移り変わり-」(2008、田中彰)でも取り上げられている。他方、辰巳は「救護施設の現状と課題-混合処遇を行っている施設への着目」(2013、辰巳裕子)において、前述の高槻温心寮と同様に、1施設を対象として、多様な生活弱者が混合的に入所する観点から「混合処遇」というキーワードを分析している。

以上のように1施設を対象とした事例的な研究や施設利用者に関する研究は、存在するものの建築計画に焦点を当てた研究は行われていない。

#### 1-7 調査方法とその対象

本研究では、救護施設に対してアンケート調査と見学調査を行っている。見学調査は、アンケート調査にて見学調査の受け入れを「可能」と回答のあった施設に対して一部実施した(17施設)。なお、見学調査では、施設職員に対するヒアリング調査と各種設計図面の収集及び、施設内部/外部の見学を行うことで利用状況と施設環境を調査した。

アンケート調査は、2016年11月時点で全救協に所属する全183の救護施設を研究対象としている。

なお、アンケート調査における調査票作成にあたり、全救協の Web サイト (<http://www.zenkyukyo.gr.jp>) 及び、各施設の Web サイトからデータベースを作成し、愛知県内の救護施設 2 施設、滋賀県内の救護施設 1 施設の見学調査を行った上で作成した。アンケート調査の調査項目は表 1-3 のように、施設運営や建築計画、利用者状況などに関する概括的な内容とした（有効回答 59/183 施設、回答率 32.2%）。アンケート結果は研究助成期間より以前に行われたものであるが、全体像がわかりにくくなるため、ここではアンケート内容も含んだ研究成果を記すものとする。

表 1-3 アンケート調査の調査項目

アンケート調査の調査項目	
1. 設立に関する項目	・・・運営主体 / 設置主体 / 設立年度 / 設立経緯・沿革
2. 運営に関する項目	・・・職員配置 / タイムスケジュール
3. 利用者に関する項目	・・・障害種別 / 年齢構成 / 入退所者数 / 外出行為 タイムスケジュール / 会話制限 / 荷物の持ち込み
4. 運営事業に関する項目	・・・社会復帰に関する取り組み / 救護施設間の連携
5. 福祉特性に関する項目	・・・看取り / 重度棟や静養室の設置有無 / バリアフリー
6. 全体計画に関する項目	・・・築年数 / 構造種別 / 改修履歴
7. 居室計画に関する項目	・・・居室様式 / 居室定員 / 間仕切り方法 / 部屋替え

\*アンケート調査の調査用紙は [資料] に掲載

## 1-8 用語の定義

本研究で用いる下記の用語について、以下に定義する。

(1) 救護施設：救護施設は、社会福祉法における第 1 種社会福祉事業 に属し、生活保護法第 38 条「身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする」保護施設 のひとつである。生活保護法第 38 条第 2 項において、以下のように定められている。

救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な用保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

(2) 利用者：救護施設には先に述べた通り多様な利用者が存在する。高齢者、障害者、ホームレス、DV 被害者などである。これらを全てまとめて救護施設で暮らす人々をここでは「利用者」と定義し、用いることとする。

### (3) 障害/障碍

本論において筆者は、原則 [障碍] という表記を用いることとする。理由としては、[碍] の訓読みは [さまた-げる] であり、[石] と [尋] により構成されている。すなわち、[石] によって目的を妨

げられている様を表しており、建築においてはハード面の石を取り除くということを重点にしたため、「障碍」の表記とする。しかしながら、「法令における漢字使用等について」（昭和 56 年 10 月 1 日内閣法制次長通知）により、昭和 56 年 10 月 1 日事務次官等会議申合せ「公用文における漢字使用等について」記 1 漢字使用 によること、つまり「常用漢字表」（昭和 56 年内閣告示第 1 号）によることとされている。そのため、本論においても法令における漢字使用に関しては、[障害] を用いることとする（例：障害者基本法、障害者総合支援法など）。

## 2章 アンケートにみる施設環境と利用者の特性

### 2-1 施設規模と施設利用者の利用状況

#### (1) 施設規模と利用者の性別

アンケート調査における救護施設の施設規模と施設利用者の性別による内訳を下記に示す（図 2-1）。救護施設の規模に関する設置基準は、施設定員 30 名以上の規模を有するものと定められている<sup>15</sup>。一部、入所者が 20 名以下のものをサテライト型施設として設置することが可能であるが、現在運用されている救護施設の最小定員は 30 名、最大定員は 240 名であったため、サテライト型施設に区分される施設は無い。なお、救護施設における施設定員の最低条件は、厚生省の定めによる 30 名であったが、最大条件に関する記述は無かった。本稿では、施設定員 30 名～50 名を小規模（①）、50 名～100 名の施設を中規模（②）、101 名～150 名をやや大規模（③）、151 名以上の施設を大規模（④）の施設としてそれぞれ扱うこととした。施設定員ごとの施設数の割合を見ると、②の中規模の施設が全体の半数以上を占めており、最も普及していることがわかる。一方で、④の大規模施設は施設全体の 1 割に満たない。

また、施設利用者の性別による内訳に関して、男性 57.1%（2920 名）、女性 42.9%（2198 名）と男性に偏りが見られ、①～④の全ての規模において、男性の割合が高い結果となっている。一方、男性のみを対象とする施設や女性のみを対象とする施設、男女それぞれに別途定員を設けている施設などがみられた。

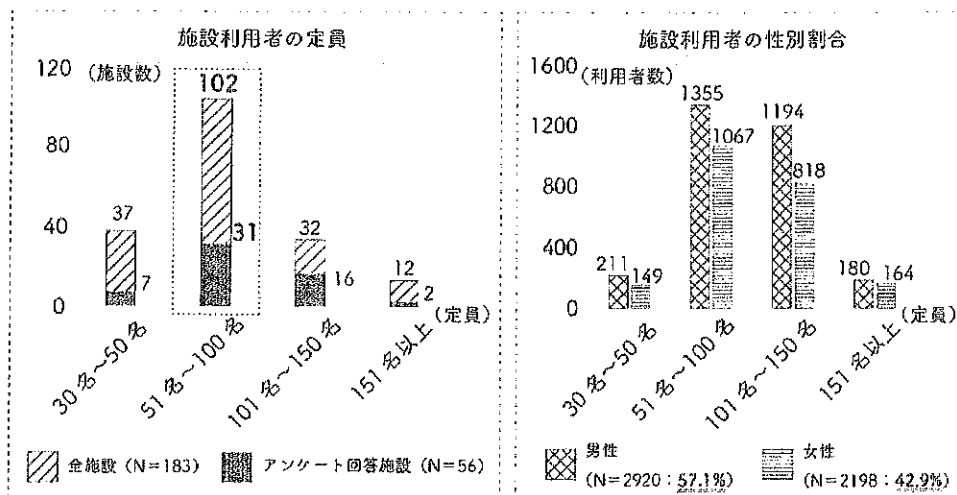


図 2-1 施設規模と施設利用者の性別による内訳

#### (2) 入退所率と利用者の年齢構成

アンケート調査における救護施設の定員に対する入所率と過去 10 年の施設入所者数と退所者数の割合及び、施設利用者の年齢構成を図 2-2 に示す。救護施設の定員に対する入所率は平均 96.9%と高い傾向にある。そのうち半数以上の 29 施設で施設定員を超過しているが、救護施設においては、定員の 1 割加算（例：定員 100 名に対して、定員 110 名まで入所可能）が認められている。同時に過去 10 年間の施設

<sup>15</sup> 救護施設の規模に関する基準：救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年七月一日厚生省令第十八号）：「救護施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。」

入所者数と退所者数の割合においても入所者数 49.8%対して、退所者数 50.2%であることから救護施設の需要の高さが伺える。一方で、利用者の年齢構成に関しては、60代の利用者が最も多く、60代以上の利用者は救護施設全体の利用者の75%を上回る。その一方で、40代未満の若年層も若干数存在する。

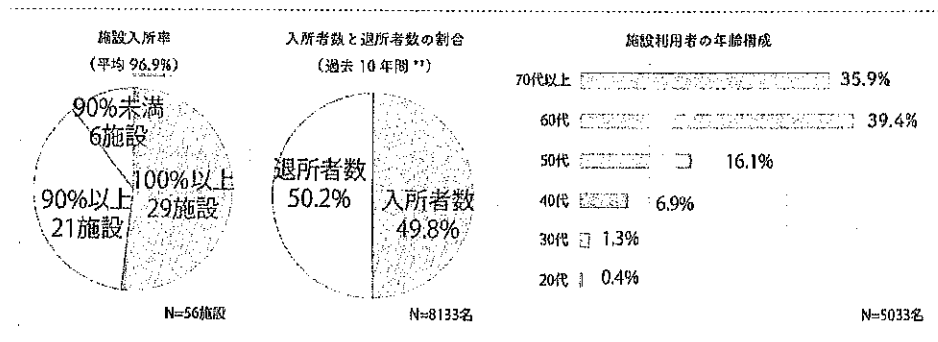


図 2-2 施設利用者の入所率と入退所比率及び、年齢構成

### (3) 利用者の障害状況

救護施設における利用者の障害状況に関しては、図 2-3 に示す通りである。救護施設の利用者においては、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね 80%以上であることが定められている。

我が国における、障害者の状況は内閣府による基本的統計<sup>16</sup>によると、身体障害 45.8%、精神障害 45.6%、知的障害 8.6%であった。一方、救護施設は身体障害 17.6%、精神障害 54.9%、知的障害 27.5%であった。このように救護施設においては、入所において利用者の障害状況は問われていないが、一部、緊急救護施設として設置された背景から、精神障害を有する利用者が高い割合として現れている。なお、施設利用者の障害者手帳取得状況に関して、救護施設全体では 78.8% (13579 名/17229 名) であり、90%以上が 40.4% (23 施設)、80%以上が 31.6% (18 施設)、70%以上が 12.3% (7 施設)、70%未満が 31.6% (18 施設) であった。障害者手帳の取得に関して、アンケート調査における障害種別の記入があった施設に対して集計している。救護施設利用者の障害者種別に関して、1つの障害が過半数を超過する施設の割合(重複障害はそれぞれの障害に複数集計)をみると、精神障害が最も多く 33 施設、次いで、知的障害 4 施設、身体障害 2 施設であった。一方で、18 施設では 1つの障害が過半数を超過していなかった。

<sup>16</sup> 平成 28 年度 障害者白書 (障害者の状況) より作成

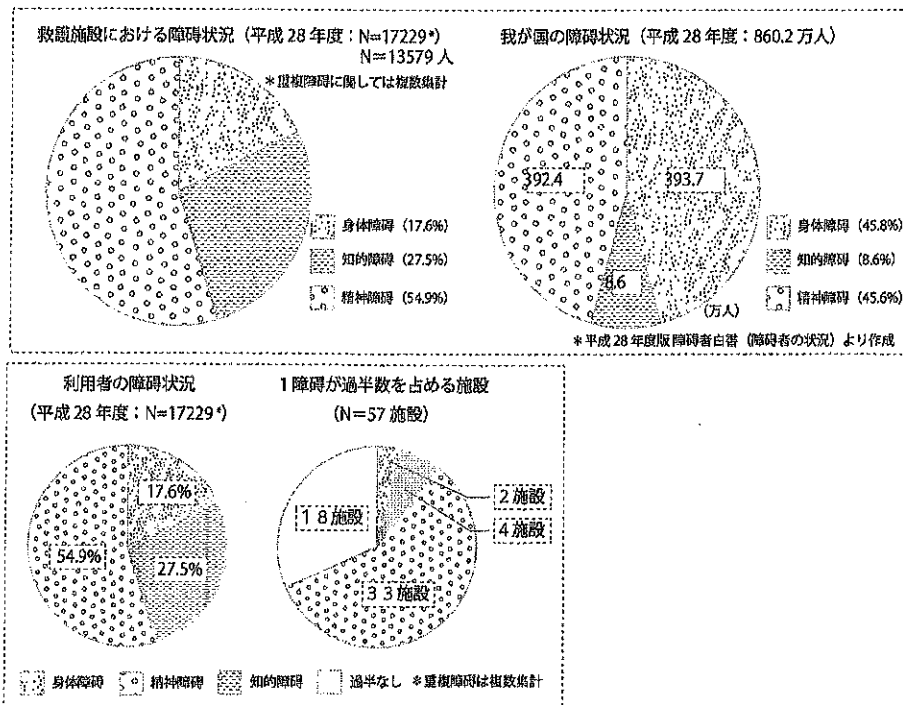


図 2-3 施設利用者の障碍状況

## 2-2 施設利用者の居室環境とその様式

### (1) 居室定員と一人当たりの居室面積

アンケート調査に回答された施設の居室定員と一人あたりの居室面積の内訳は図 2-4 の通りである。

救護施設の居室に関する設置基準は、床面積 3.3m<sup>2</sup>以上（収納設備除く）、居室定員は原則 4 名以下と定められている<sup>17</sup>。アンケート調査で得られた居室（N=2084 室）のうち、定員 1 名 19.8%（413 室）、定員 2 名 42.1%（877 室）、定員 3 名 10.1%（211 室）、定員 4 名 24.9%（517 室）、定員 5 名 1.8%（38 室）、定員 6 名 1.2%（25 室）、定員 7 名 0.05%（1 室）、定員 7 名 0.10%（2 室）であった。一人あたりの居室面積は、定員 1 名で 11.5m<sup>2</sup>と最も大きく、その他の居室においては、定員 2 名 7.0 m<sup>2</sup>、定員 3 名 6.3 m<sup>2</sup>、定員 4 名 6.5 m<sup>2</sup>、定員 5 名 5.1 m<sup>2</sup>、定員 6 名 6.5 m<sup>2</sup>、定員 7 名 6.3 m<sup>2</sup>、定員 8 名 6.1 m<sup>2</sup>であった。また、いずれの居室においても床面積に関して設置基準 3.3m<sup>2</sup>を満たしており、全居室の一人あたりの居室面積は 7.6 m<sup>2</sup>であった。その一方、居室定員に関しては、一部の施設で 4 名以上の居室定員が設定されているため、基準定員である 4 名を超過している。なお、一居室における最大定員は 8 名であった。このように、救護施設の居室面積及び居室定員は、一部の施設を除き概ね基準値以上であったものの、一部基準値を下回る居室も存在した。

<sup>17</sup> 厚生労働省「救護施設、厚生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する最低基準」第 10 条 5 の 1 居室に定められる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とすること。

ハ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ニ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

ホ 特別居室は、原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

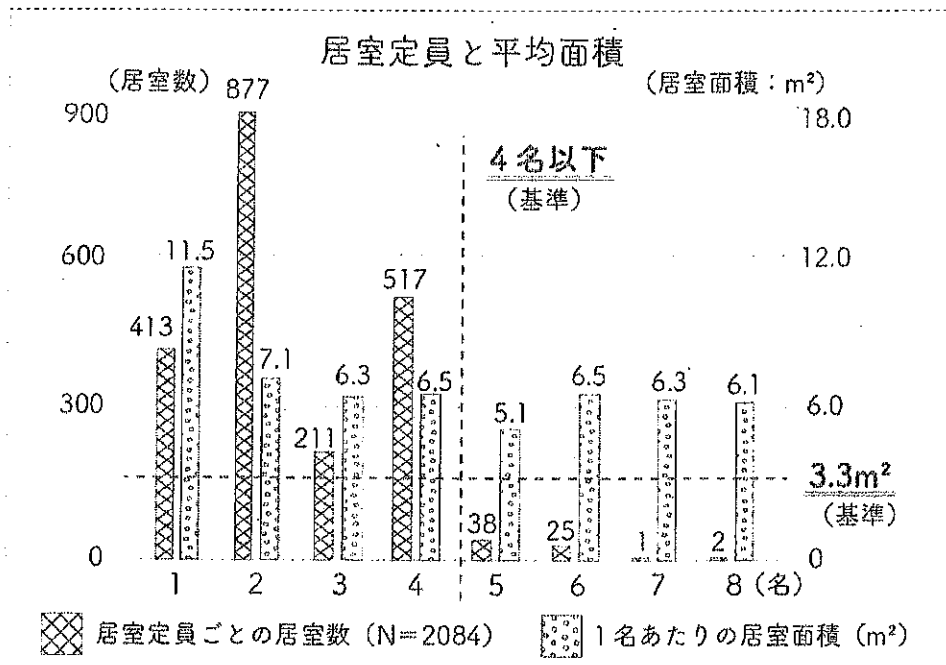


図 2-4 居室定員と一人あたりの居室面積

### (2) 居室のしつらえ

次に、利用者居室の設えについて図 2-5 に示す。居室様式、寝具様式ともに約 4 割の居室において和室及び、布団が採用されている。一部例外はあるものの、和室且つ布団、洋室且つベッドがそれぞれ採用されている。ベッドに関しては、利用者の障害状況の多様化に合わせて、その数を増やしており、通常のベッドに加えて、医療用のベッドや畳ベッドを採用する施設もみられた。

居室内の間仕切りに関しては、洋室の場合、ベッド周りをカーテンレールで覆う形で設置されている。一方で、和室の場合は基本的に採用されていない。そのため、居室様式：和室 (38.6%)、寝具様式：布団 (40.5%)、間仕切りの有無：無 (43.6%) と約 4 割前後となっている。間仕切りに関しては、個室には設ける必要性がないため、居室様式及び、寝具様式と比べてやや高い割合にある。

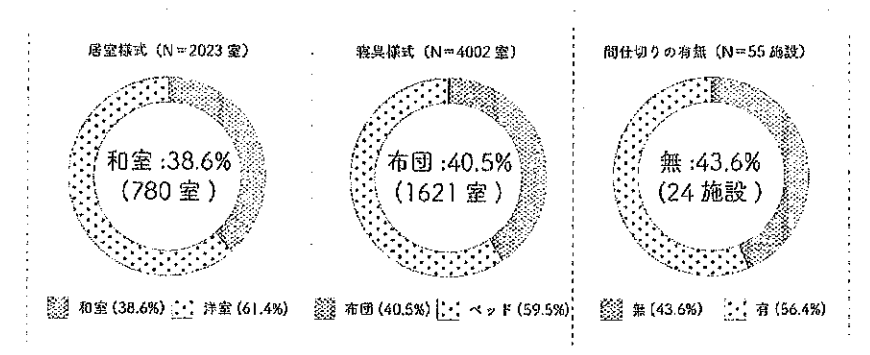


図 2-5 利用者居室のしつらえ

### (3) 持ち込みができる物の可否

また、利用者の入所にあたり持ち込み可能なものと持ち込み不可なものを表 2-1 にそれぞれ示す。持

持ち込み可能なものに関しては、日用品・衣類・電化製品・寝具に分類されたが、いずれも持ち込みの制限の無い施設は1施設のみであった。電化製品に関しては、持ち込み不可の施設が過半数を超えており、特に通信機器に関しては多くの施設で持ち込みが許可されていない。煙草に関しては、喫煙を許可（一部制限）している施設では喫煙所を設置している。

表 2-1 利用者の入所にあたり持ち込み可能なものと持ち込み不可なもの

持ち込み可能なもの (N=56)					持ち込み不可なもの (N=56)							
No.	日用品	衣類	電化製品	寝具	No.	家具	刃物	煙草	ライター	寝具	通信機器	電化製品
1	○	○		○	1		○	○	○		○	
2	○	○		○	2	○		○				
3		○			3							
4	○	○			4			○	○	○	○	
5	○	○		○	5	○						
6		○			6							
7		○	○	○	7						○	
8	○	○		○	8	○	○				○	
9		○		○	9							
10	○	○			10		○	○	○			
11		○		○	11	○					○	
12	○	○	○		12	○	○				○	
13		○			13	○					○	○
14		○		○	14						○	○
15		○		○	15						○	○
16	○	○			16							
17	○		○		17	○						○
18	○	○			18						○	○
19	○	○			19	○						○
20		○			20						○	
21					21	○						
22					22		○	○				
23	○	○			23	○						
24		○	○		24						○	
25	○	○		○	25	○						○
26					26							
27	○	○			27							
28					28							
29					29	○						
30	○	○		○	30	○						○
31	○	○			31	○						
32	○	○	○	○	32	○					○	
33	○	○		○	33	○					○	○
34		○			34	○						○
35		○			35	○				○	○	○
36		○		○	36	○				○		
37	○		○	○	37	○	○	○		○		
38	○		○		38	○	○					
39		○			39	○						
40	○	○		○	40	○					○	○
41	○	○		○	41	○	○					○
42		○		○	42							○
43					43			○				
44					44						○	
45		○		○	45	○	○				○	
46		○		○	46	○						
47	○	○		○	47							
48		○			48	○						○
49		○	○		49		○					
50	○	○		○	50							
51					51							
52	○	○	○		52	○			○	○		
53		○		○	53							○
54		○			54	○						
55	○	○		○	55	○	○				○	
56		○		○	56		○	○				



## 2-3 施設の全体計画

### (1) 併設施設の有無

救護施設の配置計画においては、併設施設の有無に関して図 2-6 に示す通りである。併設施設を有する施設は 39 施設 (66.1%)、併設施設は無く救護施設のみを有する施設は 20 施設 (33.9%) であった。併設施設を有する施設においては、病院・特別養護老人ホーム・障害者支援施設などがみられ、併設される医療施設の多くは精神科又は心療内科を有している。また、併設施設を有する施設のうち、両者の中廊下で接続する一体型のケースと外部空間を経由する別棟型のケースがそれぞれ存在した。

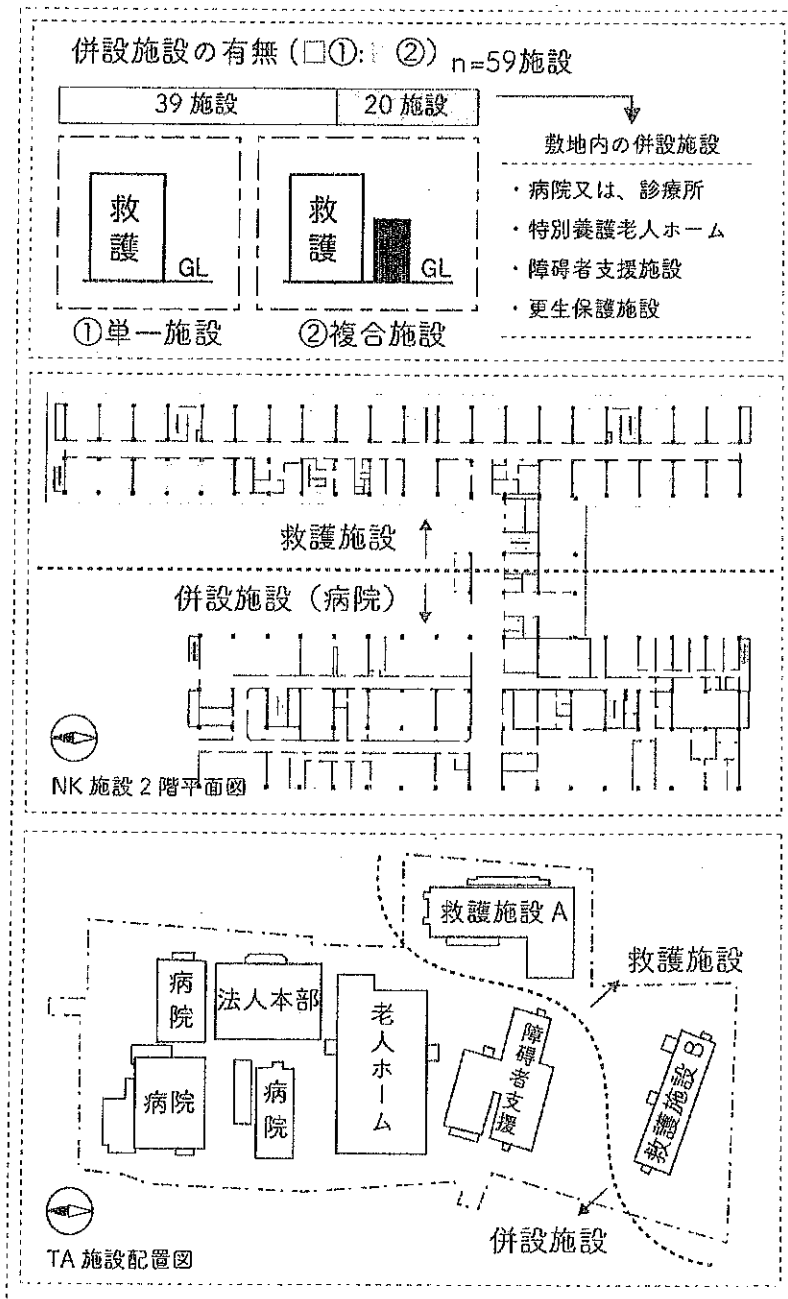


図 2-6 救護施設の併設施設とその関係

(2) 立面計画

救護施設の立面計画は、建物階層の内訳は図 2-7 に示す通りである。積層型の施設は 44 施設 (74.6%)、平家型の施設は 15 施設 (25.4%) であった。なお、積層型のうち 2 階建の施設が 29 施設 (65.9%) を占めた。

平家建ての場合、居室を含む利用者に供用される空間及び、職員に供用される空間、施設の維持管理に供用される空間など、すべての機能が 1 階に集約される。一方、積層型においては、1 階に職員に供用される空間、施設の維持管理に供用される空間及び、食堂や作業室などの居室を除く利用者に供用される空間が配置され、2 階以上に居室を中心に利用者に供用される空間が配置されるケースが多い。食堂に関しては、各階に配置されるケースと 1 階や 2 階などの低層階に配置されるケースがみられた。食堂を各階に配置している施設においては、ユニットケアの採用が推測される。

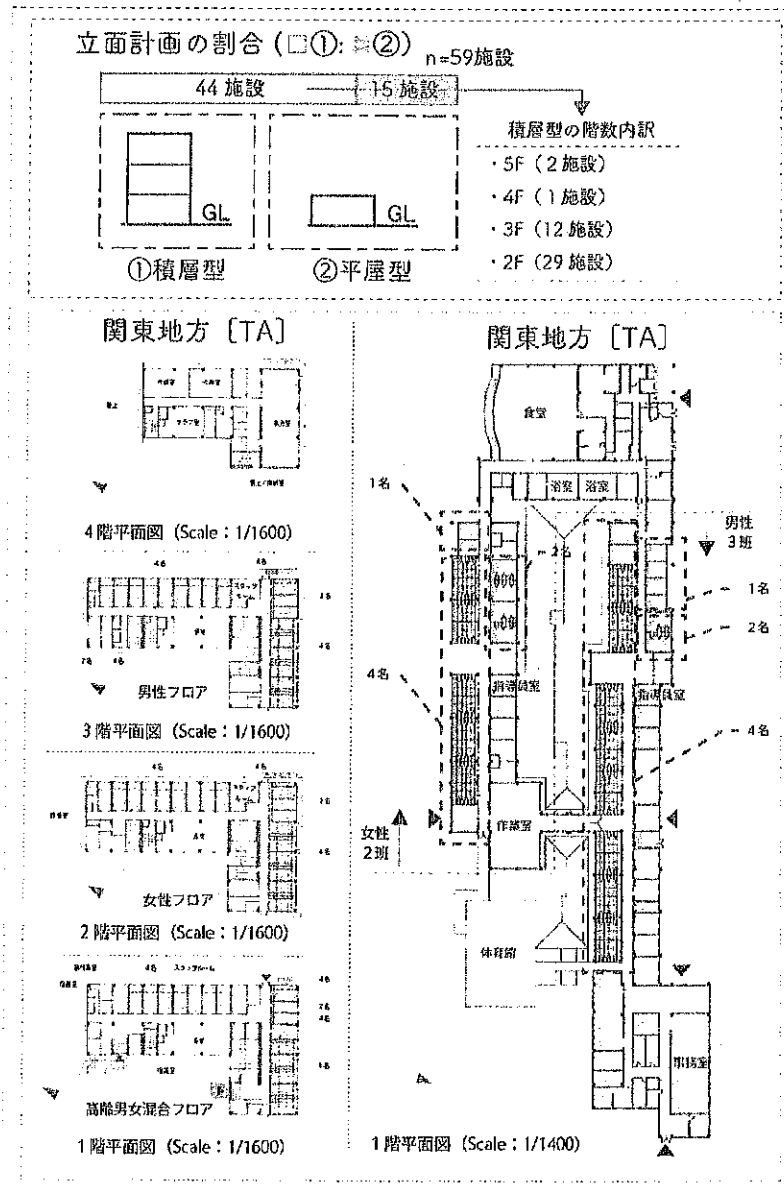


図 2-7 施設の立面計画

(3) 配置計画

救護施設の居室配置計画に関しては図 2-8 に示す通りである。単棟型が 43 施設 (82.7%)、分棟型が 9 施設 (17.3%) であった。そのうち、各棟がそれぞれ独立している施設が 17 施設 (47.2%) で最も多い。次いで、各棟がそれぞれ回廊状に接続されている施設が 12 施設 (33.3%)、各棟がそれぞれ渡り廊下などで接続されている施設が 7 施設 (19.4%) であった。居室の配置計画に関しては、中廊下型の居室配置が 23 施設 (44.2%)、片廊下型の居室配置が 25 施設 (48.1%) とそれぞれ約半数を占め、複廊下型の居室は 4 施設 (7.6%) であった。

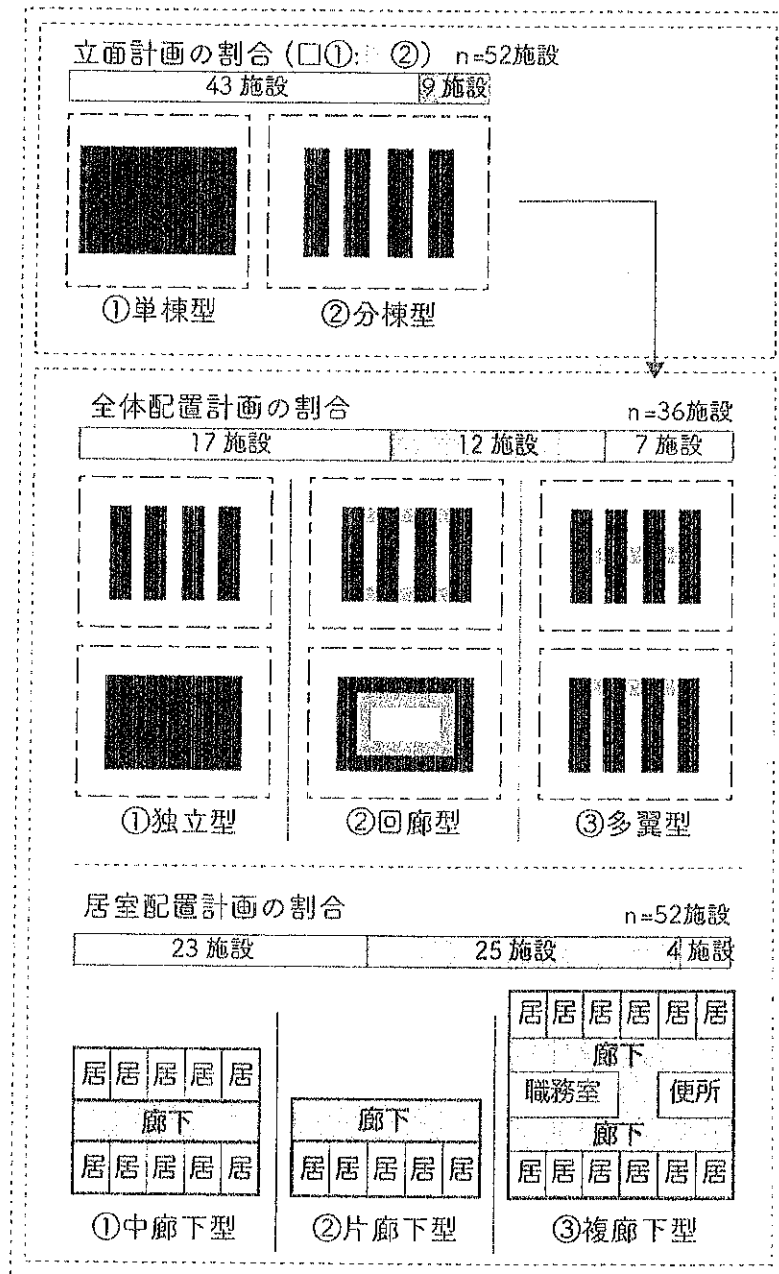


図 2-8 施設全体の配置計画と居室配置計画

#### (4) 施設の全体計画

施設全体の計画として重度棟の有無、看取りの有無、静養室の有無に関して図 2-9 に示す。重度棟の有無について、重度棟を設置している施設は 6 施設 (11%) で、設置していない施設は 49 施設 (89%) であった。重度棟の運用基準については、「静養室の併用」、「ADL の低下」、「リハビリに利用」などが挙げられた。看取りの有無について、看取りを行っている施設は 9 施設 (16%)、看取りを行っていない施設は 47 施設 (84%) であった。実践方法については、「親しんだ場所」、「親族と連絡」、「医師の指示」の理念のもと、実践されている。なお、救護施設の設置要件として各施設に霊安室の設置が義務づけられている。静養室の有無について、静養室を設置している施設は 6 施設 (11%)、静養室を設置していない施設が 2 施設 (4%) であった。静養室の運用方法としては、感染症時の隔離や一時的なベッドの利用などが挙げられた。

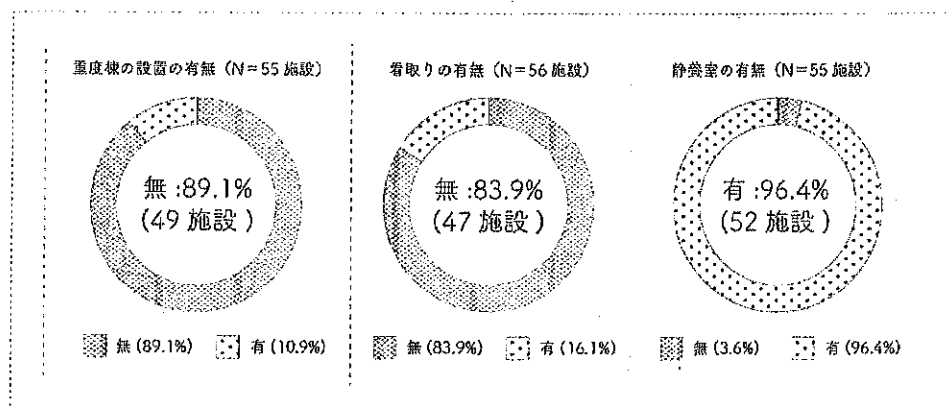


図 2-9 重度棟/看取り/静養室の有無に関して

### 3章 事例にみる利用者の生活空間と過ごし方

#### 3-1 訪問施設の主体条件

ヒアリング調査の行った訪問施設の概要は図 3-1 の通りである。以下の個別施設シートで共通して述べる要点をまとめると下記のようなになる。

##### (1) 施設の設置/運営方法

民設民営 (①)、公設公営 (②)、公設民営 (③) のそれぞれの施設でヒアリング調査を行っている。なお、救護施設全体では、2017 年時点で、民設民営 (①) が 117 施設と最も多く、次いで公設民営 (②) が 34 施設、公設公営 (③) が 32 施設の順に多く設置している。

##### (2) 施設の設立

恤救規則 (1874 年) 以降に設立した施設を対象としており、救護法 (1929 年) に定義される救護施設 (1946 年廃止、現在の救護施設に移行)、生活保護法 (1950 年) による救護施設、緊急救護施設 (1953) による救護施設 (1973 年に廃止、現在の救護施設と統合) をそれぞれ含む。

##### (3) 施設定員

定員 50 名から定員 240 名の施設を対象としている。なお、現在運営される施設の最小定員は 30 名、最大定員は 240 名である。

##### (4) 築年数

現行施設が築 5 年から築 50 年の施設を対象としている (2017 年時点)。なお、築 40 年以上経過している訪問施設のうち 2 施設は、現在建て替え工事を行っており、2018 年以降に竣工予定である。

##### (5) 施設階数

平屋建てから 5 階建ての施設を対象としている。なお、アンケート調査においても 5 階建てまでの施設がそれぞれ存在した。

##### (6) 併設施設

併設施設が存在する施設に関しては、他の障害者支援施設及び、医療福祉施設を同一敷地内に併設している。

##### (7) 障害種別

アンケート調査における利用者の障害状況から、単一障害と重複障害を分類した上で、身体障害、知的障害、精神障害のうちいずれか 1 障害が施設利用者 (アンケート回収時) の過半数を超過していた施設を 1 障害重視型として、身体障害型 (A-1)、知的障害型 (A-2)、知的障害型 (A-3) にそれぞれ分類している。なお、1 障害が施設利用者 (アンケート回収時) の過半数を超過していない施設に関しては、混合処遇型 (B-1) とした。

##### (8) 施設形態

アンケート結果から単棟施設と分棟施設に分類した上で、単棟独立型 (a-1)、単棟回廊型 (a-2)、単棟多翼型 (a-3)、分棟独立型 (b-1)、分棟回廊型 (b-2)、分棟多翼型 (b-3) にそれぞれ分類している。

### 訪問施設の概要(17施設)

名称	設置/運営	施設設立(年)	施設定員(人)	築年数(年)	施設階数(旧施設)	併設施設	障害種別	施設形態
YB	①	1961	130	14	1 (1)	無	B-1	a-2
TK	①	1950	100	36(*2)	2 (2)	有	B-1	b-1
TA	①	1959	195	37(*2)	4 (不明)	有	A-3	a-1
TH	①	1919	80	22	3 (2)	有	B-1	a-1
SZ	①	1912	50	24	3 (2)	無	A-3	a-2
SN	③	1913	60	46(*1)	2 (1)	無	A-3	a-2
NU	②	1946	108	45(*2)	2 (2)	有	B-1	a-3
NK	②	1926	80	35	1 (1)	有	B-1	a-1
AS	①	1948	120	45(*1)	1 (1)	無	B-1	a-3
AA	①	1961	60	29	3 (2)	無	A-3	a-1
SH	①	1970	100	47	1 (1)	無	B-1	b-3
TO	①	1952	200	9	5 (2)	無	A-3	a-3
OF	①	1948	90	13	3 (2)	有	A-3	a-2
OH	①	1967	240	50(*2)	5 (5)	有	B-1	a-1
OT	①	1882	70	36(*2)	2 (2)	無	B-1	a-1
OU	①	1976	90	5	3 (2)	有	A-3	a-2
YS	②	1962	50	6	3 (1)	無	A-3	a-1

設置/運営 ①民設民営 ②公設公営 ③公設民営 ④民設公営

築年数(年) \*1: 建て替え予定(2018年以降竣工) \*2: 耐震工事及び改築を実施済

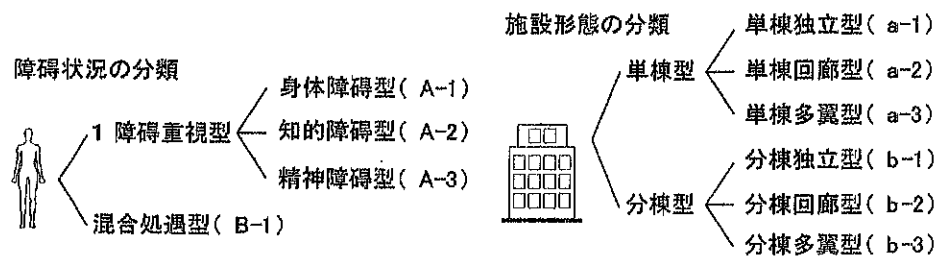


図 3-1 訪問施設の概要

\*施設データの凡例は以下の図 3-2 及び、次頁の図 3-3 の通りである。

図 3-2 中段の利用者に関する、性別構成、年齢構成、障害状況に関しては、いずれもアンケート調査回答時（2016 年末～2017 年始まで）の利用者状況を記入している。なお、一部施設は、訪問調査時の提供資料から作成した。施設図面に関して、次頁の図 3-3 下段の「施設図面に関するゾーニングの凡例」を参考にそれぞれゾーン分けを行っている。なお、救護施設の要求諸室は、居室、静養室、食堂、集会室、浴室、洗面所、便所、医務室、調理室、事務室、宿直室、介護職員室、面接室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、霊安室である。

□□地方 【□施設】 (□県内の救護施設□軒)

<p>施設の基本情報</p> <p>施設設立年（救護）</p> <p>築年数（既存施設）</p> <p>併設施設の有無</p> <p>写像種別</p> <p>施設形態</p>	居室写真	施設外観写真
---	------	--------

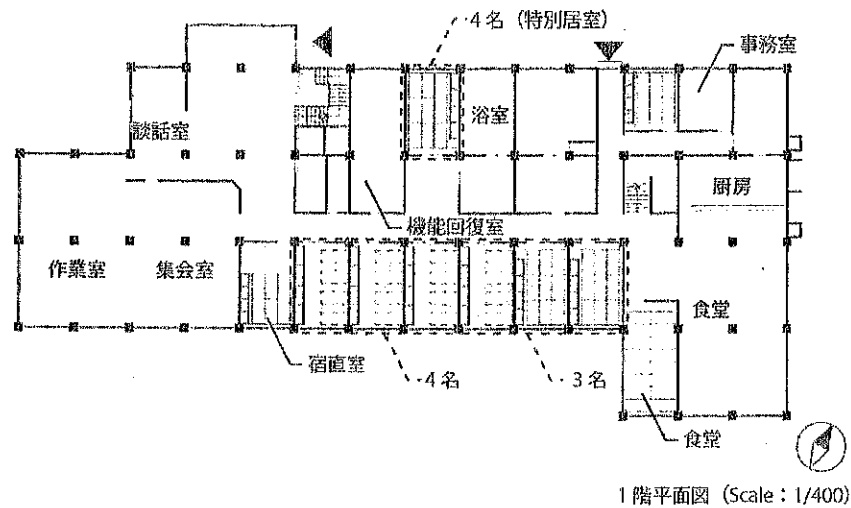
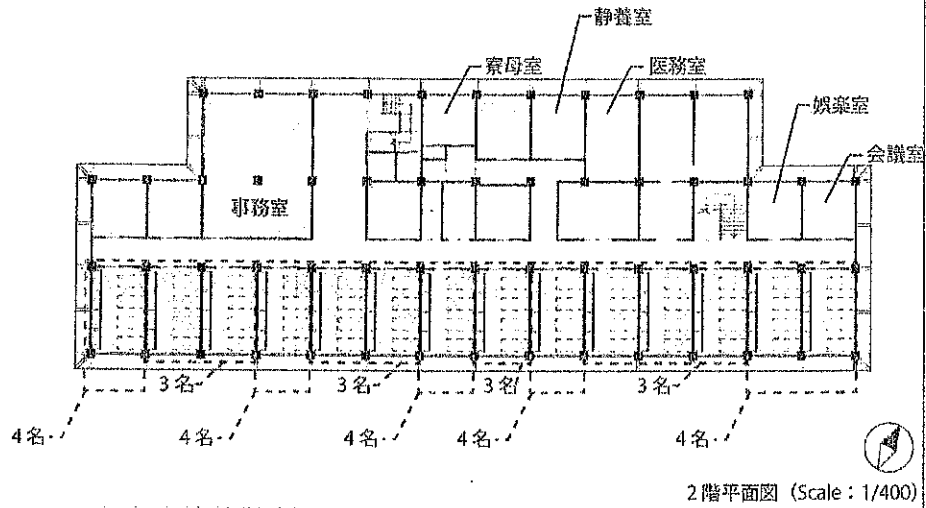
<p>施設利用者の性別構成 (N=□)</p>	<p>施設利用者の年齢構成 (N=□)</p>	<p>施設利用者の障害構成 (N=□)</p>
-------------------------	-------------------------	-------------------------

1日の生活時間（利用者）・・・(例)

利用者の1日の生活時間（月・水・金）	利用者の1日の生活時間（火・木）	利用者の1日の生活時間（土・日）
0時 睡眠	0時 睡眠	0時 睡眠
3時 起床 消灯	3時 起床 消灯	3時 起床 消灯
6時 朝食	6時 起床 消灯 朝食	6時 起床 消灯 朝食
9時 体操・朝礼 活動 余暇時間	9時 体操・朝礼 活動 余暇時間	9時 朝食 消灯 余暇時間
12時 昼食 介助浴（男）	12時 昼食 介助浴（女）	12時 昼食 介助浴（女） 土
15時 医務処置 体操 余暇時間	15時 医務処置 体操 余暇時間	15時 余暇時間
18時 夕食 入浴 余暇時間	18時 夕食 入浴 余暇時間	18時 夕食 入浴 余暇時間
21時 睡眠 消灯	21時 睡眠 消灯	21時 睡眠 消灯
24時	24時	24時

図 3-2 施設データの凡例①

[ 現行施設 ] □□年竣工



[施設図面に関するゾーニングの凡例]

- 利用者へ居室として供用される空間・・・(居室)
- 職員に供用される空間  
(職員室 / 会議室 / 応接室 / 宿直室 / 厨房 / 休憩室 ...etc)
- 居室以外の利用者に供用される空間  
(便所 / 娯楽室 / 整容室 / 洗濯室 / 自立支援室 / 作業室 / 食堂 / 診察室 / 浴室 / 喫煙所 / 静養室 / テラス ...etc)
- 垂直動線に供用される空間・・・(E.V / 階段)
- 施設管理 / 維持に供用される空間  
(保管室 / 倉庫 / 蓋安室 / 機械室 / リネン室 ...etc)

図 3-3 施設データの凡例②

次項よりヒアリング調査の行った訪問施設の事例を紹介する。



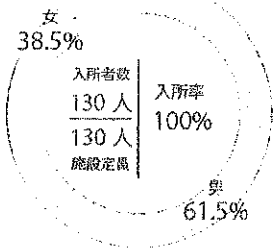
# 東北地方 [YB]

(Y県内の救護施設3軒)

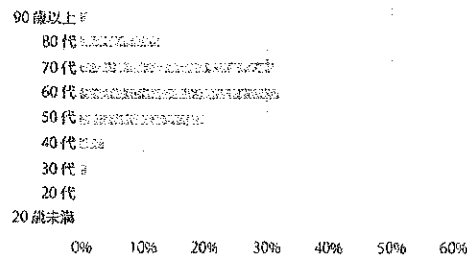
施設の基本情報  
 施設設立年(救護)  
 1961  
 築年数(現存施設)  
 14  
 併設施設の有無  
 無  
 障害種別  
 B-1(混合処遇型)  
 施設形態  
 a-2(単棟回廊型)



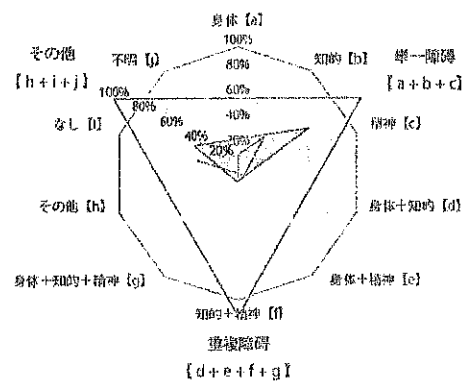
施設利用者の性別構成  
(N=130)



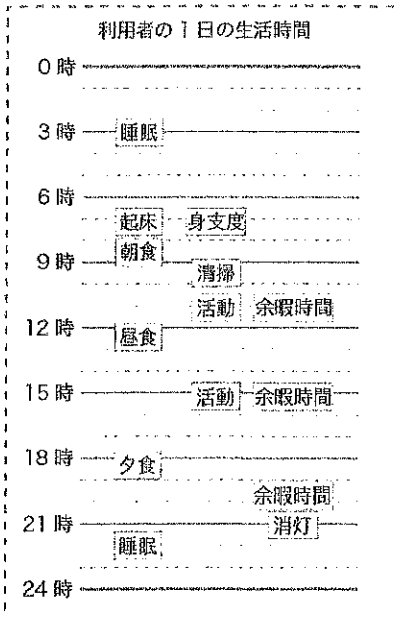
施設利用者の年齢構成  
(N=130)



施設利用者の障害構成 (N=130)



1日の生活時間 (利用者)



(1日の平均のみデータ有)

東北地方 [YB]

- ①施設沿革 ②建物構成 ③利用者状況  
④居室環境 ⑤公共空間 ⑥ヒアリング調査の抜粋

①施設沿革に関して

昭和 36 年 4 月 (1961) に現在地に開設され、昭和 49 年 10 月 (1974) に施設定員を定員 100 名から 130 名に変更。現行施設は、平成 15 年 3 月 (2003) に竣工しており、平成 29 年 4 月 (2017) から定員を 115 名に変更している。

②建物構成に関して

構造は鉄骨構造で敷地面積 17699.27m<sup>2</sup> に対して、延床面積 4309.16m<sup>2</sup> であった。施設形態は単棟回廊型で 1 階建であり、1 階部分に施設の維持管理に供用される空間及び、職員に供用される空間、利用者居室を含む利用者の供用される空間が配置されている。施設階数は旧施設も 1 階建であった。

③利用者状況に関して

利用者の性別構成は、男性 61.5%、女性 38.5%であり、入所者数は定員 130 名に対して 130 名であった (アンケート回収時：2016/11)。居室配置は班ごとに行っており、女子 3 班、男子 5 班に別れて配置されている。利用者の障害種別は B-1 で障害状況を問わず様々な人々の利用がなされている。利用者の障害状況と居室環境については、寝具様式を変更しながら対応を行っている。

④居室環境に関して

居室は定員 4 名をベースに個室と定員 2 名の居室がそれぞれ 6 室設置されている。居室面積は、定員 4 名 24.76m<sup>2</sup> (28 室)、個室 15.75m<sup>2</sup> (6 室)、定員 2 名 22.46m<sup>2</sup> (6 室) であった。居室設備は空調設備・収納・寝具であった。いずれの居室も間仕切りはカーテンが利用されているが、以前は障子による分節がなされていた。基本的には和室且つ布団が採用されているが、一部の居室は、利用者の生活能力に応じて洋室且つベッドが採用されている。

⑤公共空間に関して

体育館が作業室とは別途設置されている。なお、体育館については、Y 県内の他の 2 施設においても設置されている。食堂に関して、座席は指定されていないが入口側に男性、奥側に女性が座るケースが多い。

⑥ヒアリング調査の抜粋

[YB] 施設は、利用者居室に関してベッド 2 床室と畳 4 名室が存在するが、利用者はベッド室を上位意識しておらず、“介護の重い人”というイメージを抱いている。居室のベッドに関しては、通常のベッドの他、医療用ベッドや畳ベッド等、利用者の障害状況や居室様式に応じて採用している。

施設定員に関して  
(2017.04 以前)

施設定員

男性：80 名

男性：50 名

(2017.04 以降)

施設定員

男性：65 名

男性：50 名

[施設ゾーニング凡例]

利用者の居室空間

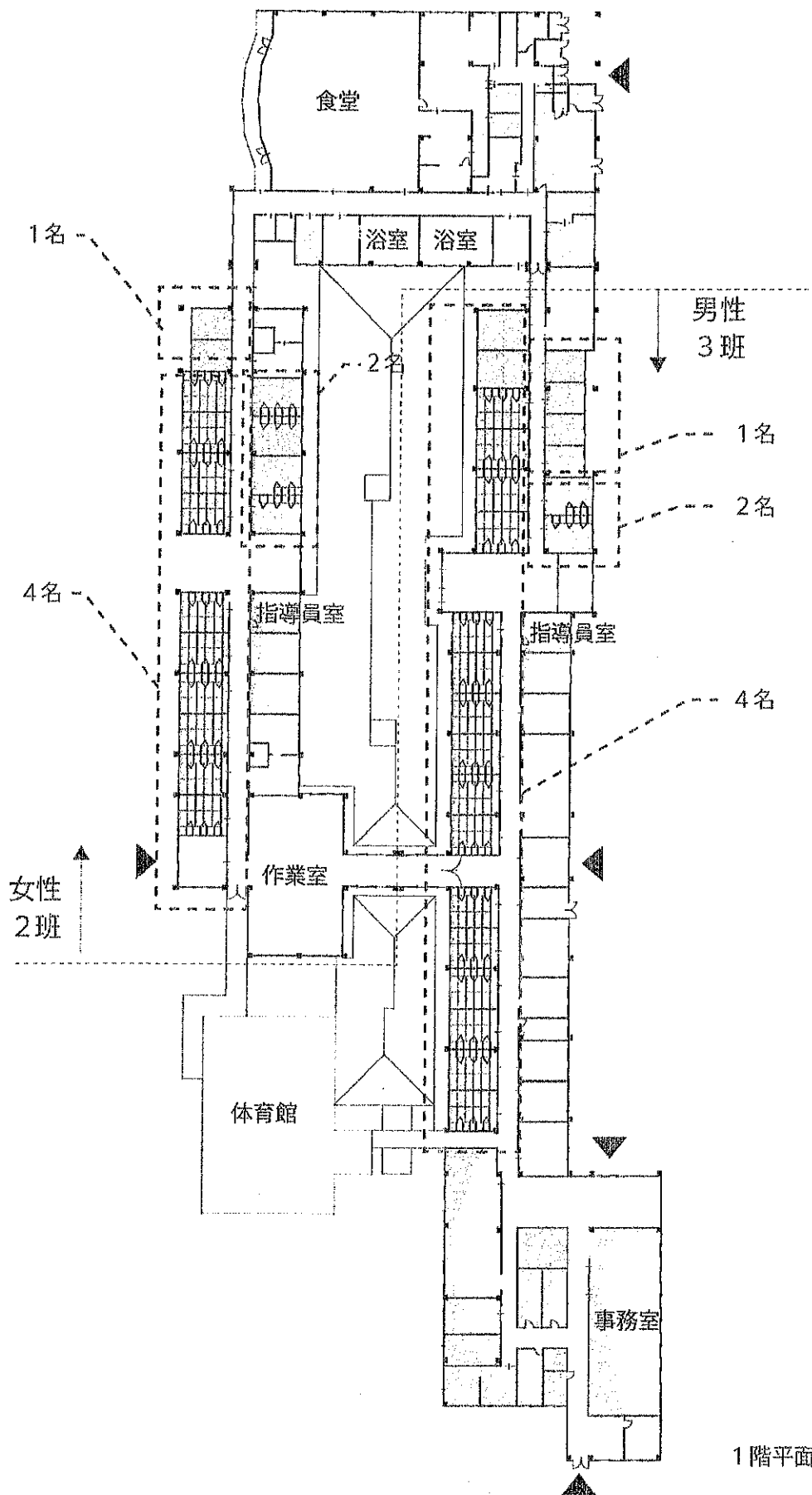
居室以外の共用空間

職員の空間

維持管理の空間

垂直動線の空間

[現行施設] 2003年竣工



1階平面図 (Scale : 1/700)

東北地方 [YB]

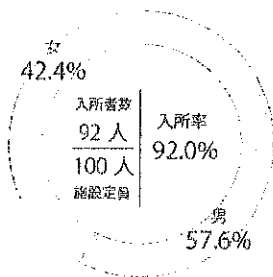
# 関東地方 [TK]

(T 県内の救護施設 1 軒)

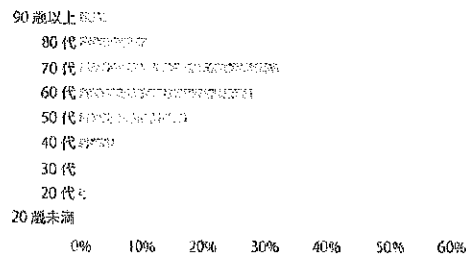
施設の基本情報  
 施設設立年 (救護)  
 1950 (1956)  
 築年数 (現存施設)  
 35  
 併設施設の有無  
 有 (障害者支援施設)  
 障害種別  
 B-1 (混合処遇型)  
 施設形態  
 b-1 (分棟独立型)



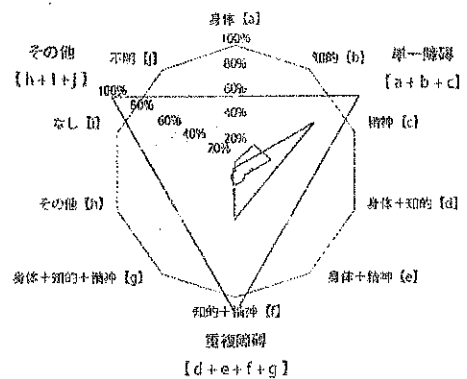
施設利用者の性別構成  
(N=92)



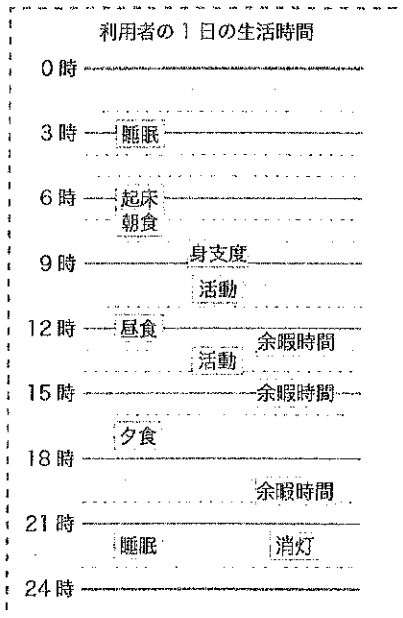
施設利用者の年齢構成  
(N=92)



施設利用者の障害構成 (N=92)



1日の生活時間 (利用者)



(1日の平均のみデータ有)

関東地方 [TK]

- ①施設沿革 ②建物構成 ③利用者状況
- ④居室環境 ⑤公共空間 ⑥ヒアリング調査の抜粋

①施設沿革に関して

昭和25年2月(1950)に精神薄弱児施設としてK院が開設され、昭和27年10月(1952)に法人化。現行施設は、K院で措置年齢を超えた利用者の居場所として、昭和31年2月(1956)に救護施設として認可を受けてM寮として開設。その後、平成21年6月(2009)に[TK]に名称変更がなされた。

②建物構成に関して

構造は鉄筋コンクリート構造であり、敷地面積6754.58㎡に対して、延床面積2352.89㎡(K丘2596㎡を除く)であった。施設形態は分棟独立型で2階建であった。1階部分に一部居室を含む利用者に供用される空間及び、職員に供用される空間、施設の維持管理に供用される空間が配置されている。2階部分には居室を中心に職員に供用される空間、施設の維持管理に供用される空間が一部配置されている。なお、アプローチは1階に配置されている。

③利用者状況に関して

利用者の性別構成は、男性57.6%、女性42.4%であり、入所者数は定員100名に対して92名であった(アンケート回収時:2016/11)。利用者の障害種別はB-1で障害状況を問わず男女混合で様々な人々に利用がなされている。

④居室環境に関して

居室は定員2名(27室)をベースに個室(1室)と定員3名(15室)、定員4名(1室)がそれぞれ設置されている。居室面積は、それぞれの居室で異なるものの個室10.8㎡、定員2名10~20㎡、定員3名15~25㎡、定員4名29.16㎡であった。居室設備は空調設備・収納・寝具で各室の様式や利用者の障害状況に応じて、寝具はベッドと布団が併用されている。

⑤公共空間に関して

見学施設の多くは単棟型であったが、[TK]施設においては、2棟が隣接する形で利用されている。食堂に関しては各棟に1箇所設置されている。なお、2階部分のみ利用されている別棟は、かつて児童施設として利用されていた。

⑥ヒアリング調査の抜粋

T県は[TK]1か所のみのため、1施設の建設が予定されている。近年は、全介助を必要とする利用者が増加しており、本館内及び、隣接する別棟を利用しながら利用者の障害状況に応じた住み分けがされている。

敷地面積

延床面積に関して

・法人定款より転載

別棟の図面に関して

・提供資料より作成

居室面積に関して

・個室以外は概算値

別棟の定員

・定員24名

(施設定員に含む)

【施設ゾーニング凡例】

利用者の居室空間

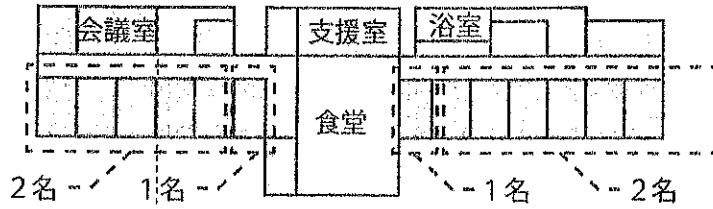
居室以外の共用空間

職員の空間

維持管理の空間

垂直動線の空間

[現行施設] 1982年竣工

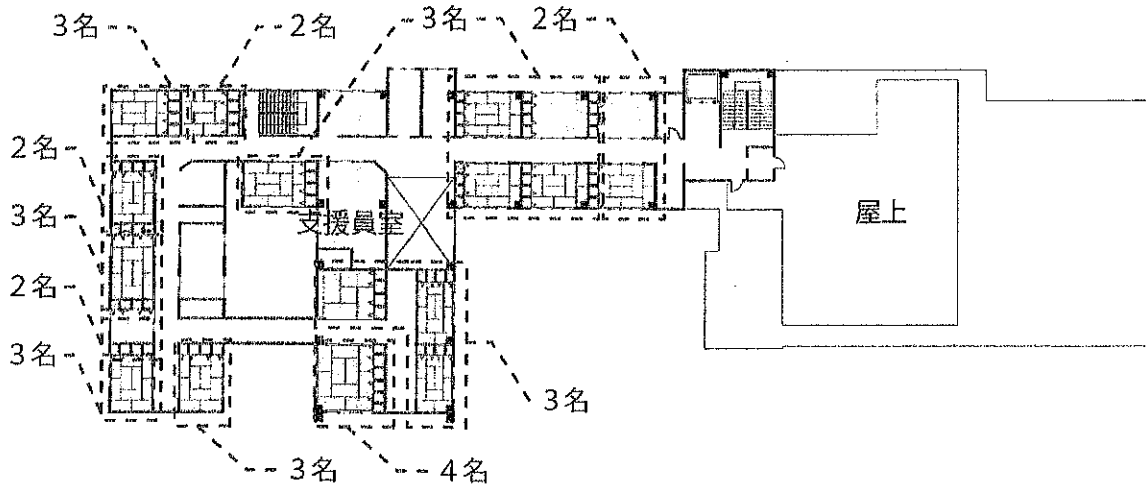


女性 ← → 男性  
介護度が低い利用者

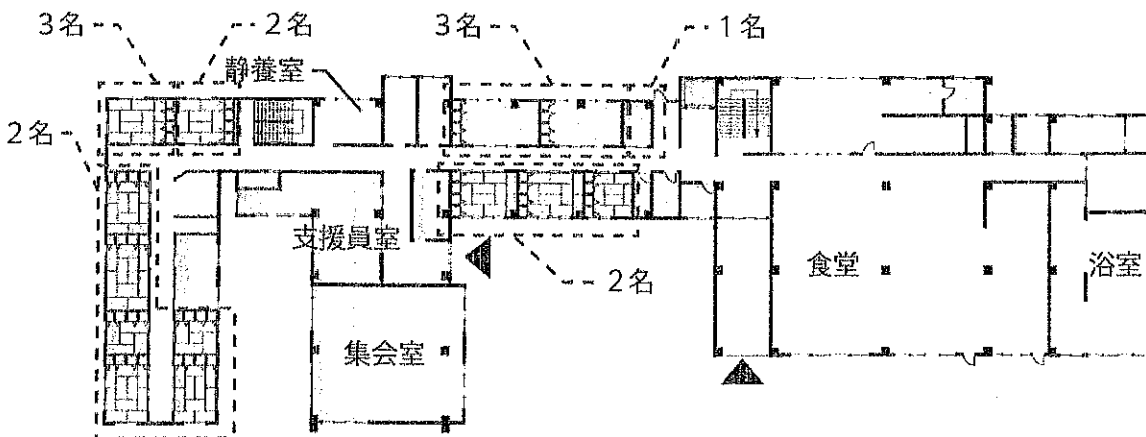
別棟 2階平面図 (Scale: 1/600)

※詳細図面なし

1階は他用途



本棟 2階平面図 (Scale: 1/600)



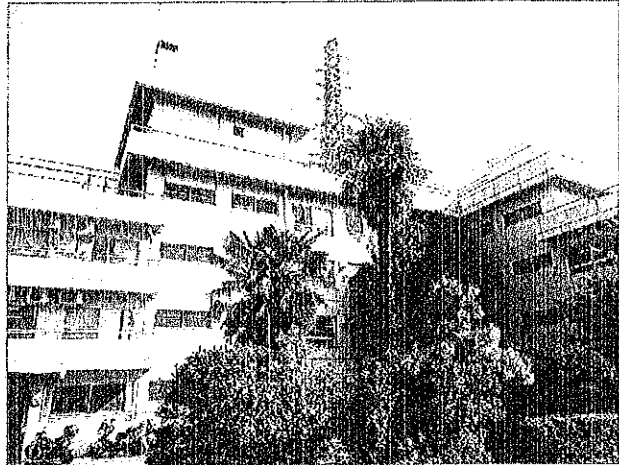
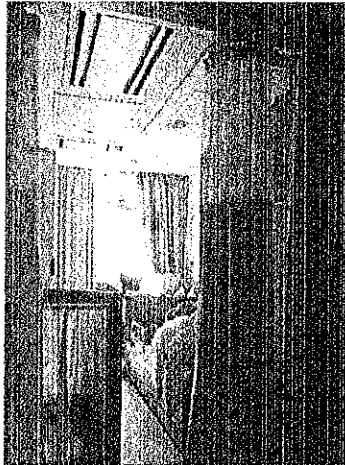
本棟 1階平面図 (Scale: 1/600)

関東地方 [TK]

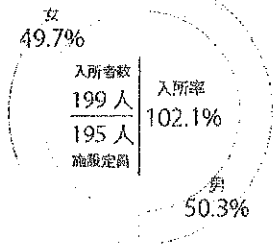
# 関東地方 [TA]

(T 都内の救護施設 10 軒)

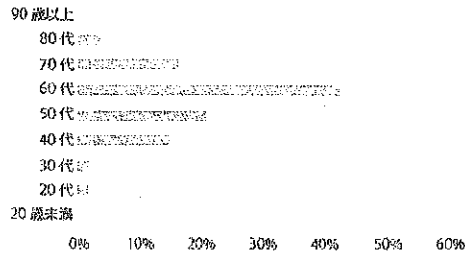
施設の基本情報  
 施設設立年 (救護)  
 1959  
 築年数 (現存施設)  
 37  
 併設施設の有無  
 有 (医療施設)  
 障害種別  
 A-3 (精神障害型)  
 施設形態  
 a-1 (単棟独立型)



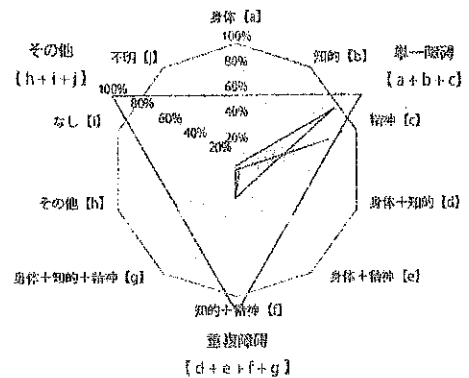
施設利用者の性別構成 (N=199)



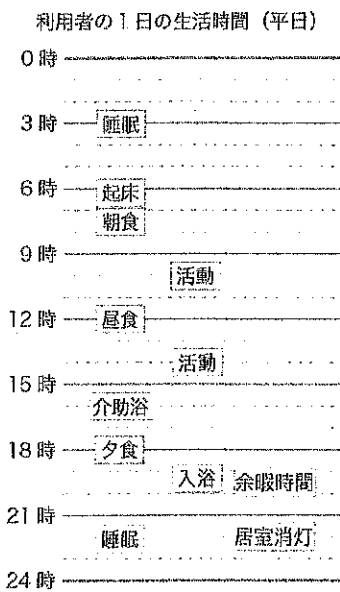
施設利用者の年齢構成 (N=199)



施設利用者の障害構成 (N=199)



1日の生活時間 (利用者)



(1日の平均のみデータ有)

## 関東地方 [TA]

- ①施設沿革 ②建物構成 ③利用者状況  
④居室環境 ⑤公共空間 ⑥ヒアリング調査の抜粋

### ①施設沿革に関して

昭和 34 年 7 月 (1959) に緊急救護施設として [TA] 開設され、昭和 55 年 4 月 (1980) に K 市に現行施設が新築されている。現行施設は平成 6 年 (1994) に現行の定員 195 名に変更されている。また、同一敷地内に救護施設 [TR] をはじめとする複数の医療福祉施設が設置されている。

### ②建物構成に関して

構造は鉄筋コンクリート構造であり、敷地面積 7500m<sup>2</sup> に対して、延床面積 4870m<sup>2</sup> であった。施設形態は単棟独立型で 4 階建 (地下 1 階含む) であった。1 階及び 4 階部分に一部居室を含む利用者に供用される空間及び、職員に供用される空間、施設の維持管理に供用される空間が配置されている。2 階及び 3 階部分には居室を中心に職員に供用される空間が一部配置されている。なお、アプローチは 1 階に利用者入口と職員入口がそれぞれ配置されている。

### ③利用者状況に関して

利用者の性別構成は、男性 50.3%、女性 49.7% であり、入所者数は定員 195 名に対して 199 名であった (アンケート回収時: 2016/11)。利用者の障害種別は A-3 で精神障害を中心に利用がなされている。男女構成に関しては、男性フロアと女性フロア (1 階のみ高齢男女混合) に住み分けがなされている。

### ④居室環境に関して

居室は定員 4 名をベースに個室と定員 2 名、定員 3 名がそれぞれ設置されており居室面積は、定員 4 名 24.88m<sup>2</sup> (43 室)、個室 23.45m<sup>2</sup> (4 室)、定員 2 名 18.16m<sup>2</sup> (8 室)、定員 3 名 26.6m<sup>2</sup> (1 室) であった。居室設備は空調設備・収納・寝具、一部居室には椅子・机であり、寝具は全てベッドが採用されており、カーテンレールによる間仕切りが利用されている。利用者の障害状況に合わせて居室配置を実践しており、低層階に重度利用者が配置されている。加えて、各階のスタッフルームに見守りが必要な利用者を配置している。

### ⑤公共空間に関して

多くの施設が 1 箇所の食堂を設置しているが [TA] 施設においては、各階に食堂を設置しており、食事の際の利用者の座席は固定制である。

### ⑥ヒアリング調査の抜粋

[TA] 施設においては、同一敷地内に救護施設 [TR] が設置されており、運営方針や利用者の居室配置、食堂箇所などが異なる。

## 敷地面積

延床面積に関して  
パンフレット記載値

## 隣接の救護施設 [TR]

開設: 1957 年

### [施設ゾーニング凡例]

利用者の居室空間

居室以外の共用空間

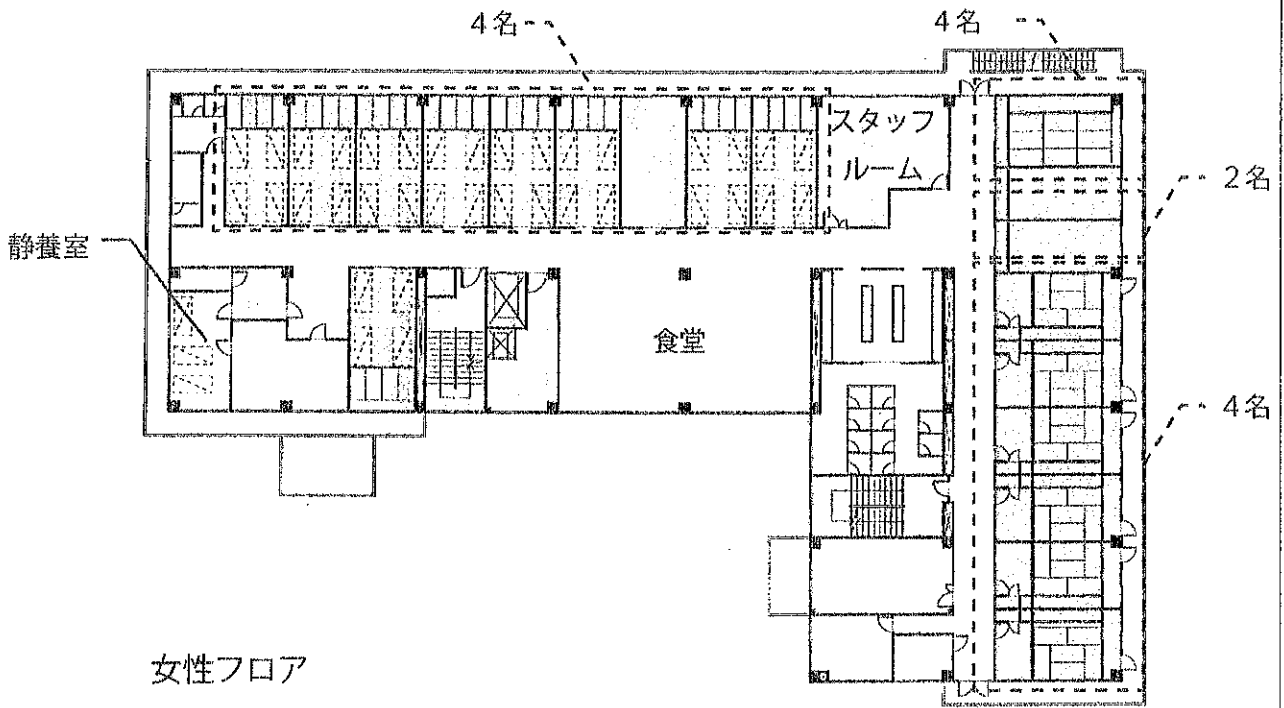
職員の空間

維持管理の空間

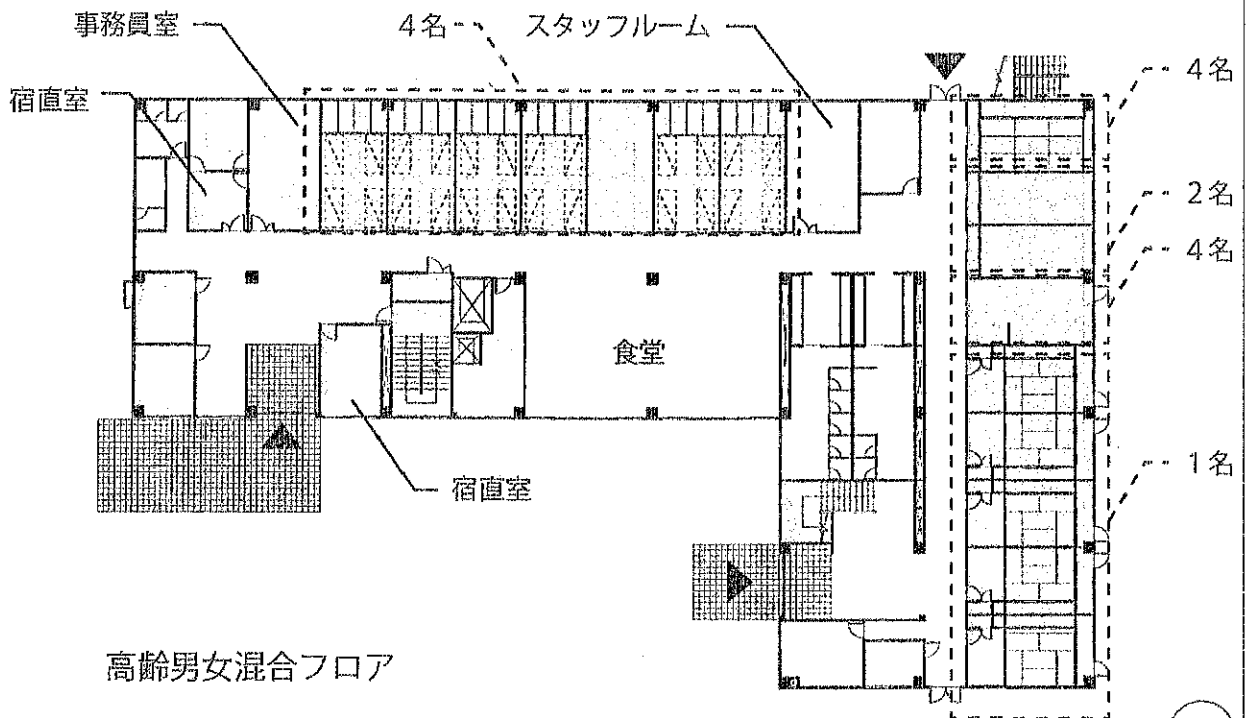
垂直動線の空間



[現行施設] 1980年竣工



2階平面図 (Scale: 1/400)

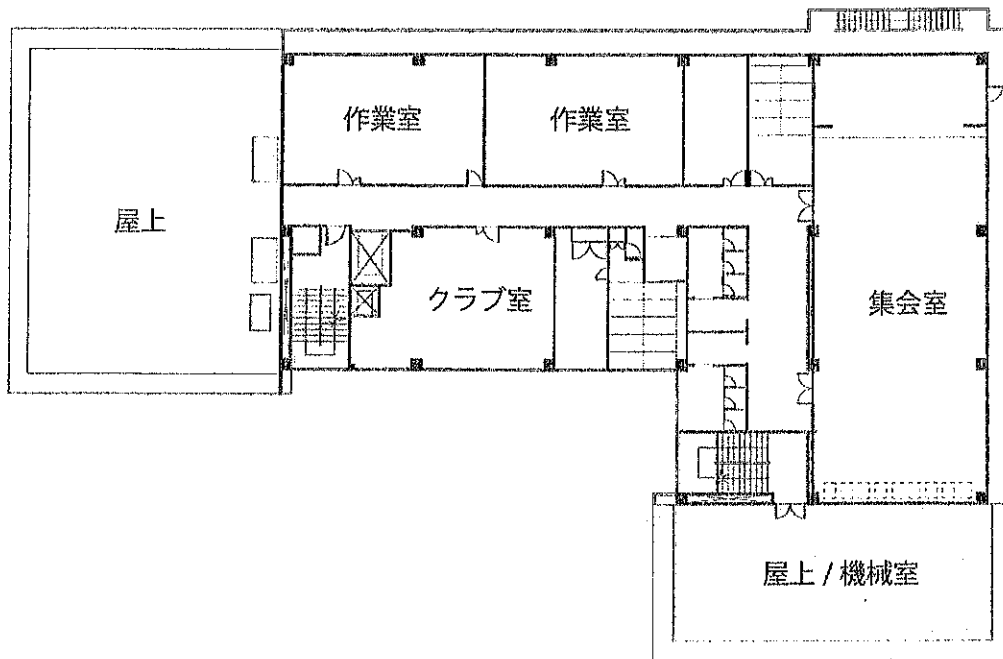


1階平面図 (Scale: 1/400)

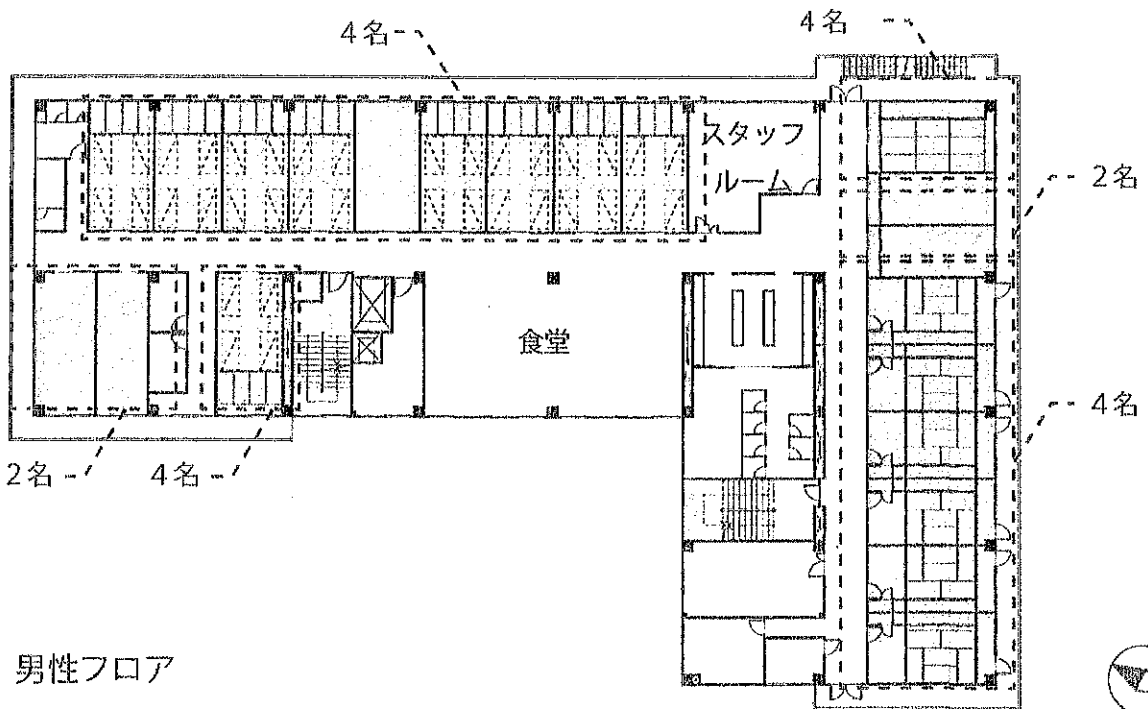
\*B1階に浴室及び機械室有

関東地方 [TA]

[現行施設]



4階平面図 (Scale: 1/400)



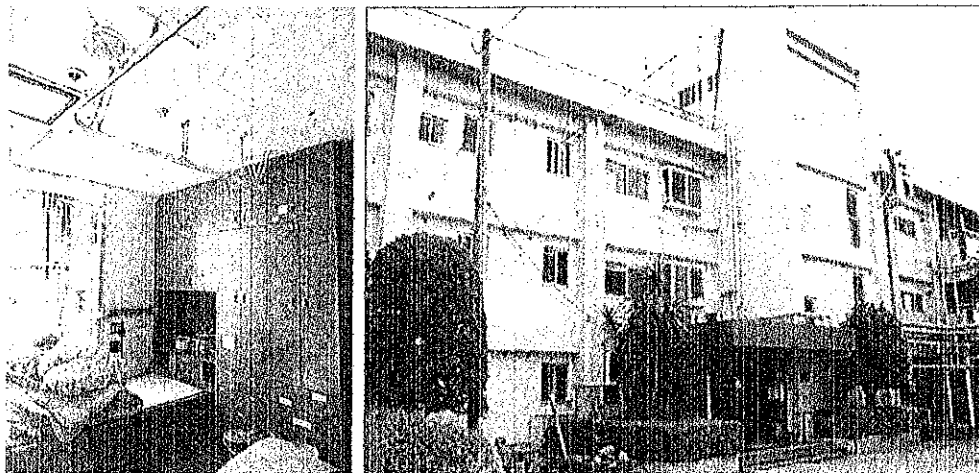
3階平面図 (Scale: 1/400)

関東地方 [TA]

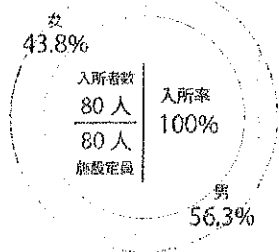
# 関東地方 [TH]

(T 都内の救護施設 10 軒)

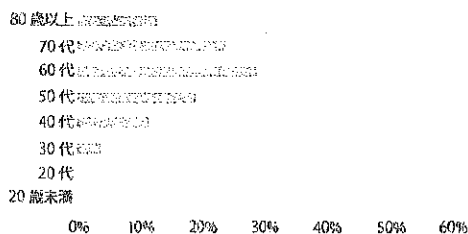
施設の基本情報  
 施設設立年 (救護)  
 1919 (1955)  
 築年数 (現存施設)  
 22  
 併設施設の有無  
 有 (障害者支援施設)  
 障害種別  
 B-1 (混合処遇型)  
 施設形態  
 a-1 (単棟独立型)



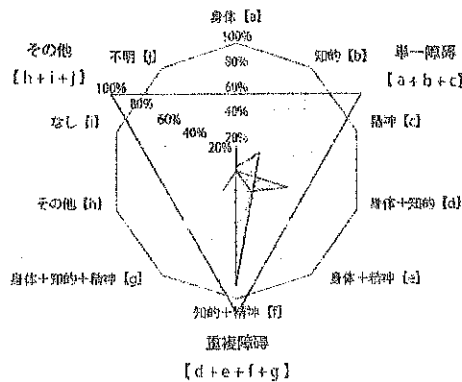
施設利用者の性別構成 (N=80)



施設利用者の年齢構成 (N=80)

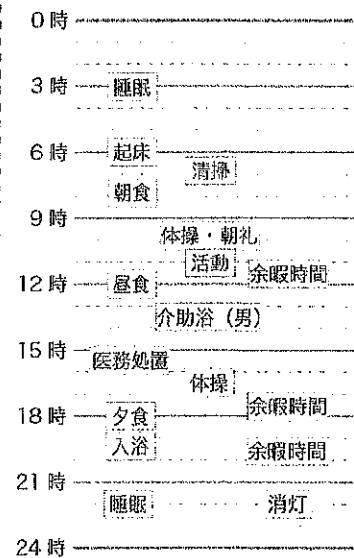


施設利用者の障害構成 (N=80)

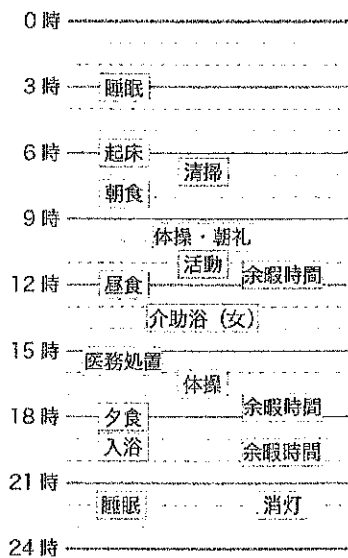


## 1日の生活時間 (利用者)

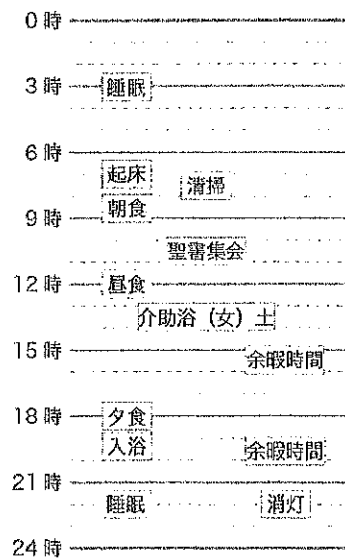
利用者の1日の生活時間 (月・水・金)



利用者の1日の生活時間 (火・木)



利用者の1日の生活時間 (土・日)



## 関東地方 [TH]

- ①施設沿革 ②建物構成 ③利用者状況  
④居室環境 ⑤公共空間 ⑥ヒアリング調査の抜粋

### ①施設沿革に関して

大正8年4月(1919)に[TH]前身施設が開設され、昭和30年8月(1955)に生活保護法に基づく救護施設として[TH]が開設された。その後、現在地のH市に昭和33年3月(1958)に移転。その後、授産施設及び更生援護施設をはじめとする障害者支援施設を開設している。なお、現行施設は、平成7年(1995)に改築に伴い、施設定員が68名から80名に変更がなされている。

### ②建物構成に関して

構造は鉄筋コンクリート構造であり、敷地面積8940.64m<sup>2</sup>に対して、延床面積9250.75m<sup>2</sup>(敷地内の併設施設含む)であった。施設形態は単棟独立型で3階建であった。1階部分に居室を除く利用者に供用される空間及び、職員に供用される空間、施設の維持管理に供用される空間が配置されている。2階及び3階部分には居室を中心に職員に供用される空間が一部配置されている。なお、アプローチは1階に利用者入口と職員入口がそれぞれ配置されている。また、敷地内の併設施設(障害者支援施設)との接続がなされている。

### ③利用者状況に関して

利用者の性別構成は、男性56.3%、女性43.8%であり、入所者数は定員80名に対して80名であった(アンケート回収時:2016/11)。利用者の障害種別はB-1で障害状況を問わず様々な利用がなされている。フロアごと男女混合であるが、フロア内で男性ゾーンと女性ゾーンに分けられている。

### ④居室環境に関して

居室は定員2名をベースに定員4名がそれぞれ設置されており居室面積は、定員2名14.80m<sup>2</sup>(16室)、定員4名29.60m<sup>2</sup>(12室)であった。居室設備は空調設備・収納・寝具であり、寝具はベッドが中心に採用されており、2室のみ和室且つ布団が採用されている。洋室においては、カーテンレールによる間仕切りが利用されている。

### ⑤公共空間に関して

多くの施設が1箇所の食堂を設置しているが[TH]施設においては、利用者居室を配置している2階と3階にそれぞれ食堂を配置している。

### ⑥ヒアリング調査の抜粋

[TH]施設は、いずれの利用者も盲障害を有している。敷地内の併設施設と連携しながら視覚障害者のライフステージに応じた支援を実施している。

## 敷地面積

延床面積に関して

平成28年4月1日現在 社会福祉法人現況報告書より  
転載

### [施設ゾーニング凡例]

利用者の居室空間

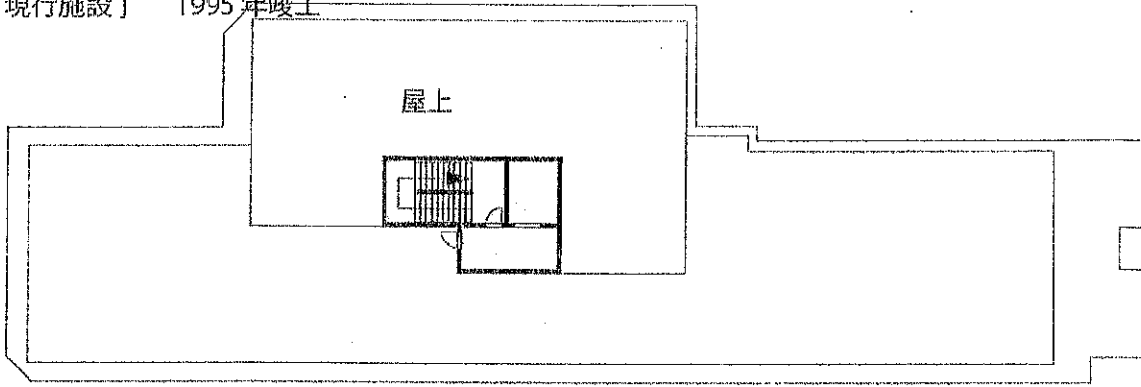
居室以外の共用空間

職員の空間

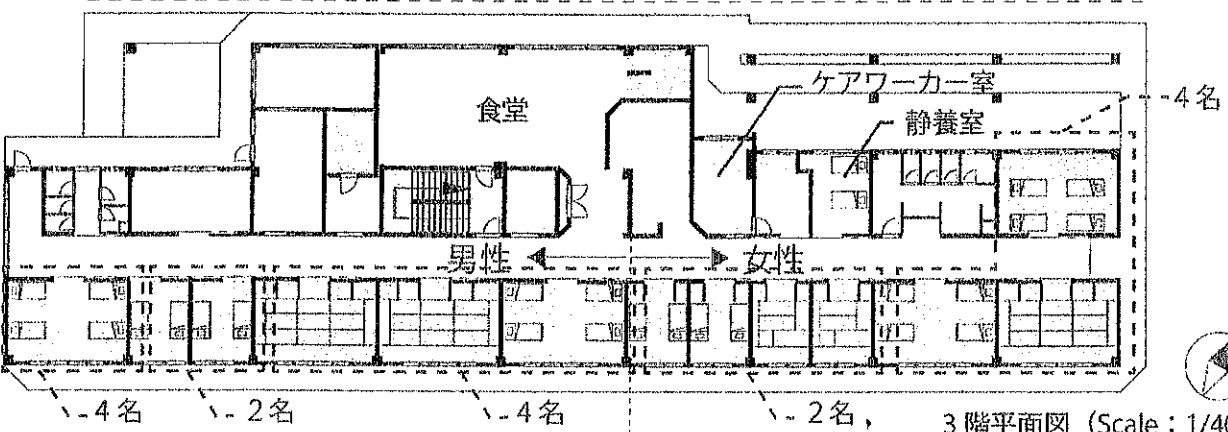
維持管理の空間

垂直動線の空間

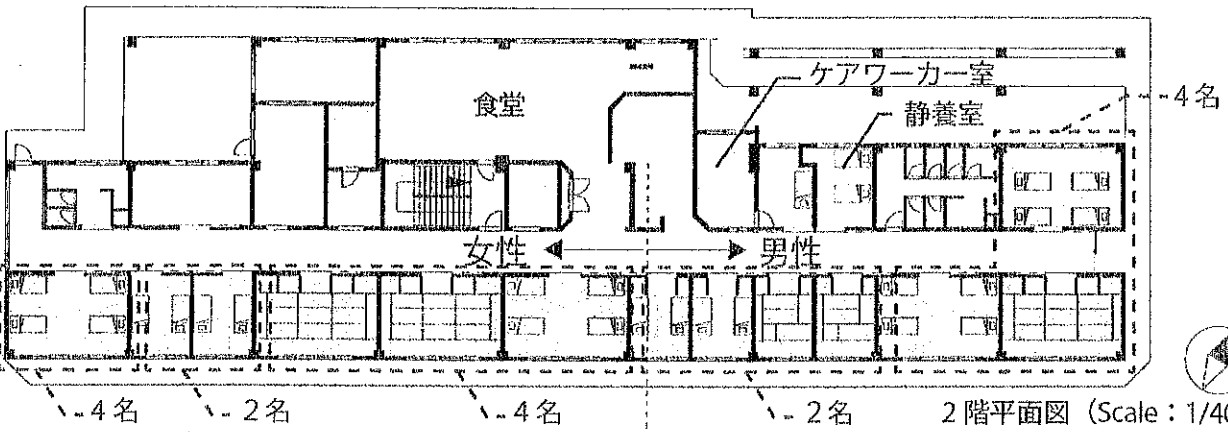
[現行施設] 1995年竣工



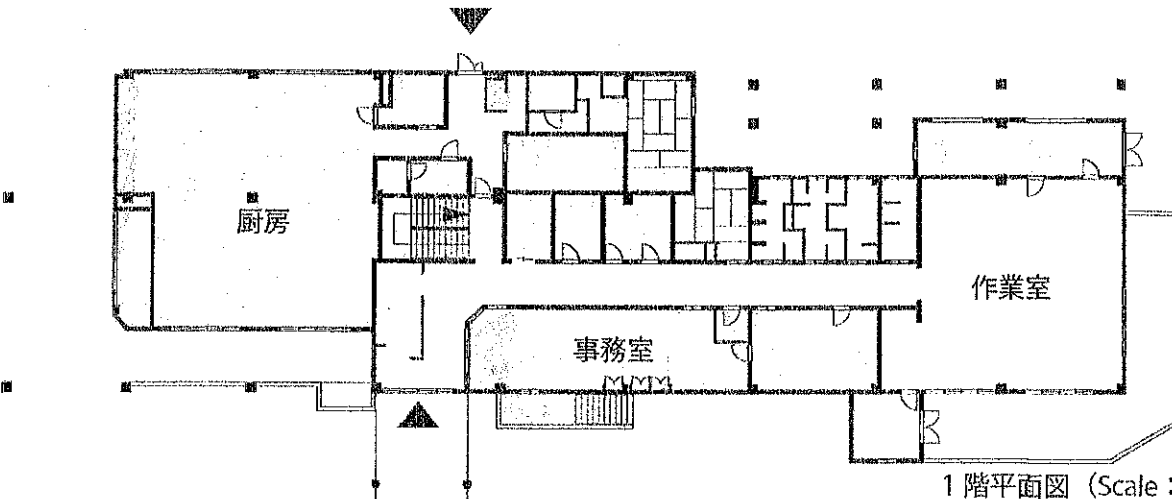
R階平面図 (Scale: 1/400)



3階平面図 (Scale: 1/400)



2階平面図 (Scale: 1/400)



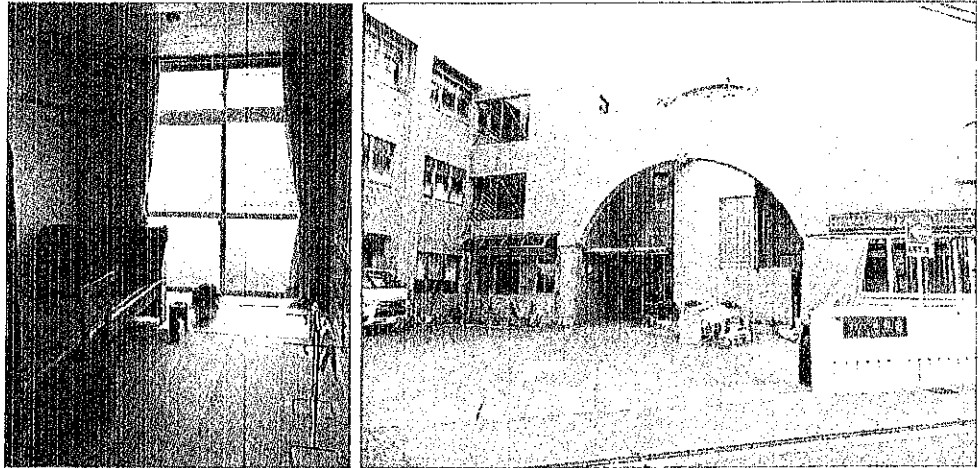
1階平面図 (Scale: 1/400)

関東地方 [TH]

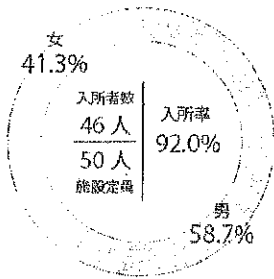
# 東海地方 [SZ]

(S 県内の救護施設 8 軒)

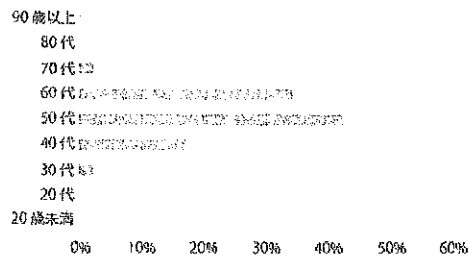
施設の基本情報  
 施設設立年 (救護)  
 1912 (1993)  
 築年数 (現存施設)  
 24  
 併設施設の有無  
 無  
 障害種別  
 A-3 (精神障害型)  
 施設形態  
 a-2 (単棟回廊型)



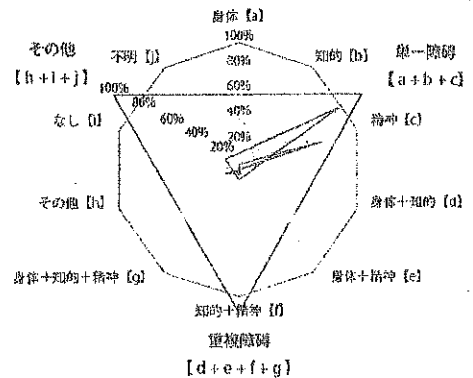
施設利用者の性別構成 (N=46)



施設利用者の年齢構成 (N=46)

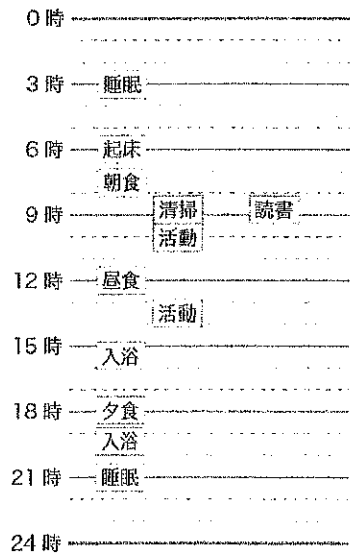


施設利用者の障害構成 (N=46)

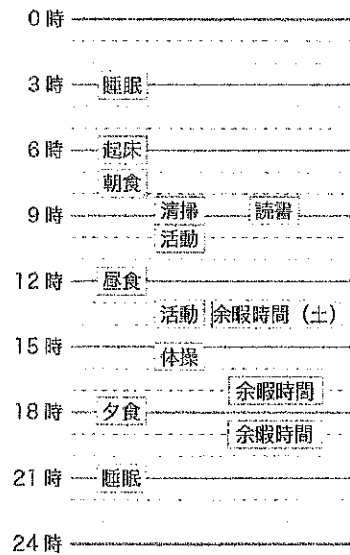


## 1日の生活時間 (利用者)

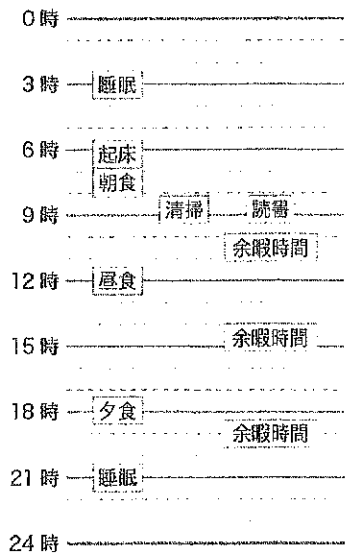
利用者の1日の生活時間 (月・水・金)



利用者の1日の生活時間 (火・木・土)



利用者の1日の生活時間 (日)



東海地方 [SZ]

- ①施設沿革 ②建物構成 ③利用者状況
- ④居室環境 ⑤公共空間 ⑥ヒアリング調査の抜粋

居室面積に関して  
提供資料から算出値  
定員2名 15.06㎡

①施設沿革に関して

明治45年3月(1912)E保護会が設立し、初期施設がH市に開設される。大正10年4月(1921)に現在の敷地に移設して、戦災による消失を経て、更生施設として昭和27年5月(1952)に事業変更がなされている。現行施設は、平成5年4月(1993)に救護施設として設置されている。

②建物構成に関して

構造は鉄筋コンクリート構造であり、敷地面積 1908.91㎡に対して、延床面積 1647.95㎡(地域交流室 103.07㎡除く)であった。施設形態は単棟回廊型で3階建であった。1階部分に居室を除く利用者の供用される空間及び、職員に供用される空間、施設の維持管理に供用される空間が配置されている。2階及び3階部分には居室を中心に職員に供用される空間が配置されている。なお、アプローチは1階に1箇所配置されている。

③利用者状況に関して

利用者の性別構成は、男性 58.7%、女性 41.3%であり、入所者数は定員 50名に対して 46名であった(アンケート回収時:2016/11)。利用者の障害種別はA-3で精神障害を中心に利用がなされている。基本的に地域移行、周辺の社会福祉施設への移行を推奨している(平均年齢:55.3歳)。

④居室環境に関して

居室はすべて定員2名で居室面積は定員2名 15.06㎡(25室)であった。空調設備は集中管理であり、居室設備は空調設備・収納・ベッドと布団の併用であった。居室に関しては、間仕切りは特に設置されていない。利用者の相互扶助を促すため、1つの居室内にベッドと布団を併用している。

⑤公共空間に関して

施設内に数多くトップライトを設けており採光が確保されている。

⑥ヒアリング調査の抜粋

S県H市内では、[SZ]施設の他、見学調査を行った[SN]施設など5箇所設置されているが、救護施設間の連携以外にH市が運営する他の社会福祉施設との交流が盛んである。その中でも、[SN]施設においては市街地に位置しており、生活能力が高く、日常の作業活動に参加できる方を対象としている。また、更生施設から救護施設に種別変更するにあたり職員体制は充実した。運営方針としては、更生施設時代の地域移行の方針を継続している。

[施設ゾーニング凡例]

利用者の居室空間

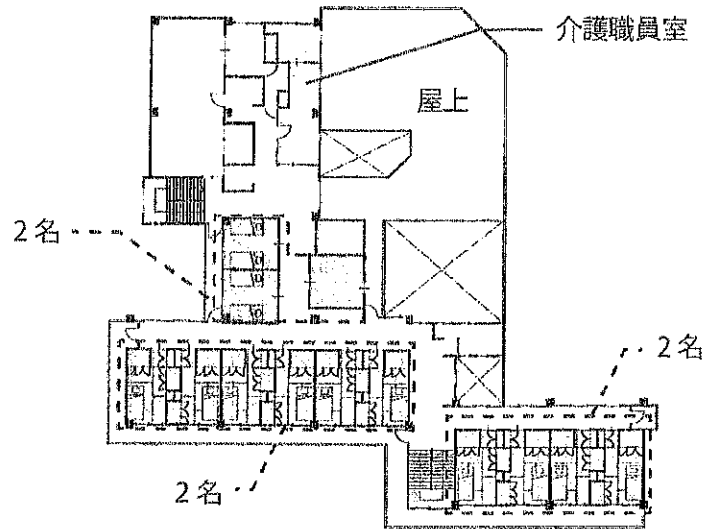
居室以外の共用空間

職員の空間

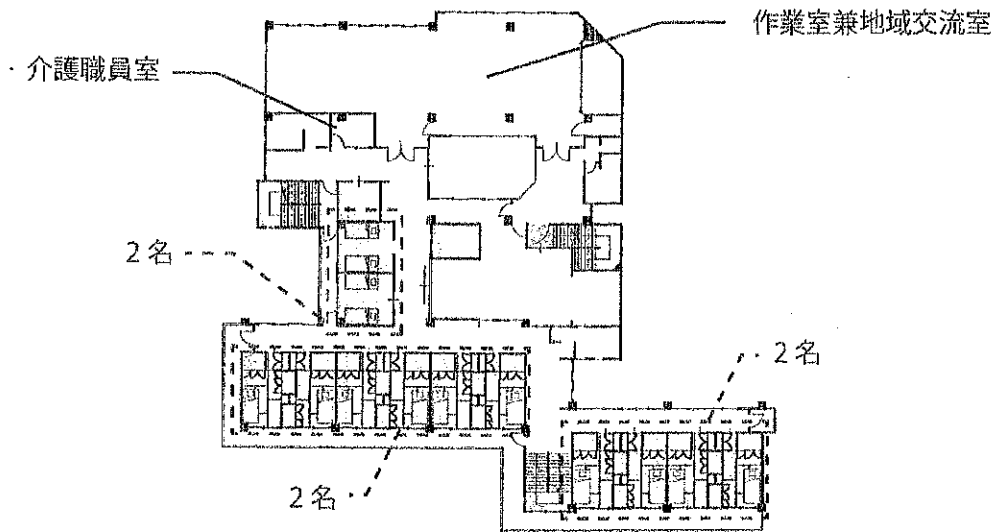
維持管理の空間

垂直動線の空間

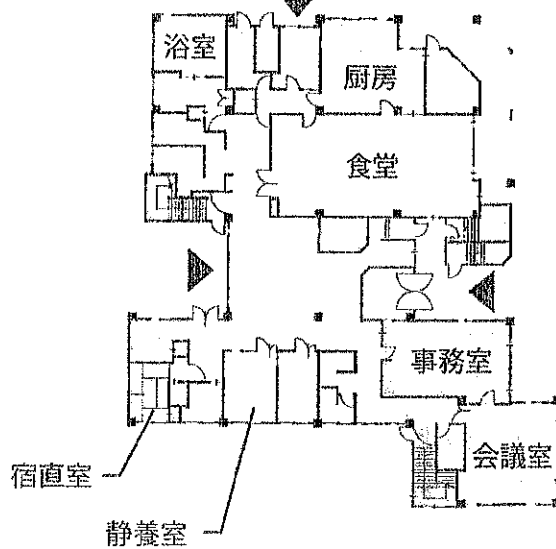
[現行施設] 1993年竣工



3階平面図 (Scale: 1/500)



2階平面図 (Scale: 1/500)



1階平面図 (Scale: 1/500)

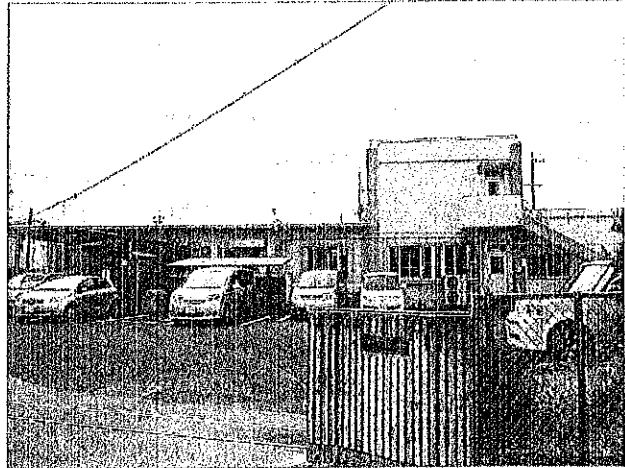
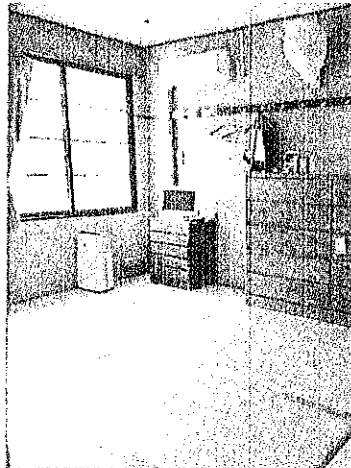
東海地方 [SZ]



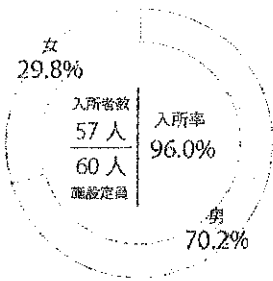
# 東海地方 [SN]

(S 県内の救護施設 8 軒)

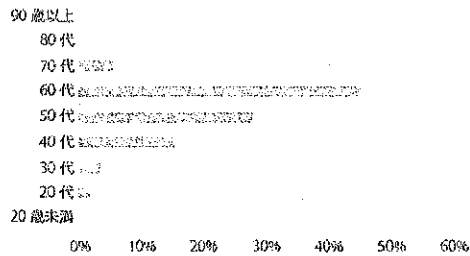
施設の基本情報  
 施設設立年 (救護)  
 1913 (1946)  
 築年数 (現存施設)  
 46  
 併設施設の有無  
 無  
 障害種別  
 A-3 (精神障害型)  
 施設形態  
 a-2 (単棟回廊型)



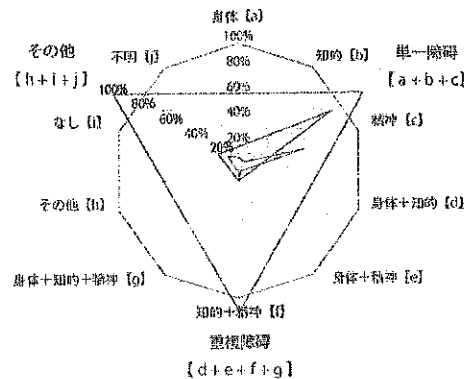
施設利用者の性別構成 (N=57)



施設利用者の年齢構成 (N=57)

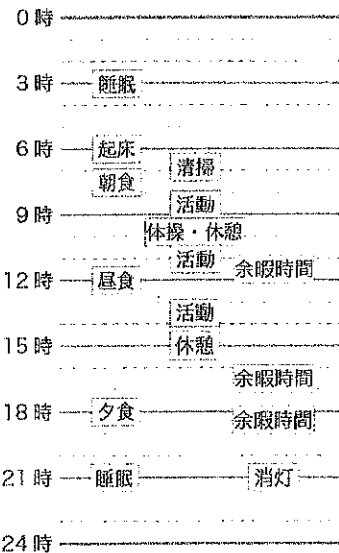


施設利用者の障害構成 (N=57)

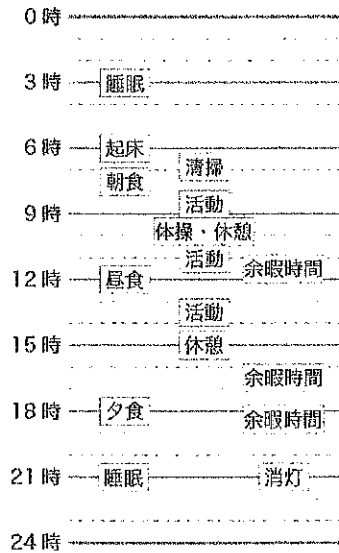


## 1日の生活時間 (利用者)

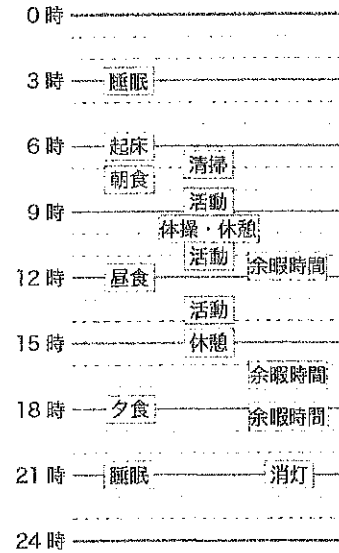
利用者の1日の生活時間 (平日)



利用者の1日の生活時間 (平日)



利用者の1日の生活時間 (平日)



## 東海地方 [SN]

- ①施設沿革 ②建物構成 ③利用者状況  
④居室環境 ⑤公共空間 ⑥ヒアリング調査の抜粋

### ①施設沿革に関して

大正2年4月(1913)に初期施設がH市に開設され、昭和21年12月(1946)にH市により救護施設の認可を受ける。現行施設は、昭和32年4月(1957)に現在地に移設され、昭和46年4月(1971)に改築がなされている。

### ②建物構成に関して

構造は鉄筋コンクリート構造であり、敷地面積 2677.43m<sup>2</sup> に対して、延床面積 1012.60m<sup>2</sup> であった。施設形態は単棟回廊型で2階建であった。1階部分に居室を含む利用者の供用される空間及び、職員に供用される空間、施設の維持管理に供用される空間が配置されている。また、2階部分は、利用者居室とトイレのみ設置されている。なお、アプローチは1階に配置されている。

### ③利用者状況に関して

利用者の性別構成は、男性 70.2%、女性 29.8%であり、入所者数は定員 60名に対して 57名であった(アンケート回収時:2016/11)。利用者の障害種別は A-3 で精神障害を中心に利用がなされている。1階に重度な障害状況の利用者を配置しており、2階に軽度な障害状況の利用者を配置している。利用者の相性に応じて2階から1階に移動がなされている。

### ④居室環境に関して

居室は定員5名をベースに定員2名と定員4名、定員7名がそれぞれ1室ずつ設置されており居室面積は、定員5名 21.0m<sup>2</sup> (10室)、定員2名 12.0m<sup>2</sup> (1室)、定員4名 20.0m<sup>2</sup> (1室)、定員7名 44.0m<sup>2</sup> (1室:基準超過)であった。空調設備は集中管理であり、居室設備は空調設備・収納・寝具であった。定員7名の居室に関しては、カーテンレールによる間仕切りが設置されているが、その他の居室は和室であることから間仕切りは設けられていない。

### ⑤公共空間に関して

食堂の座席は固定制であった。1階部分は回廊型のプランを採用しており、食堂部分を経由することで施設全体を接続させている。また、施設屋外及び屋内に作業空間が設置されており、日中活動などが行われている。

### ⑥ヒアリング調査の抜粋

[SN]施設は築年数が46年を経過していることもあり、H市内の[SI]施設との統廃合が行われており、2017年以降に竣工予定である。

#### [施設ゾーニング凡例]

利用者の居室空間

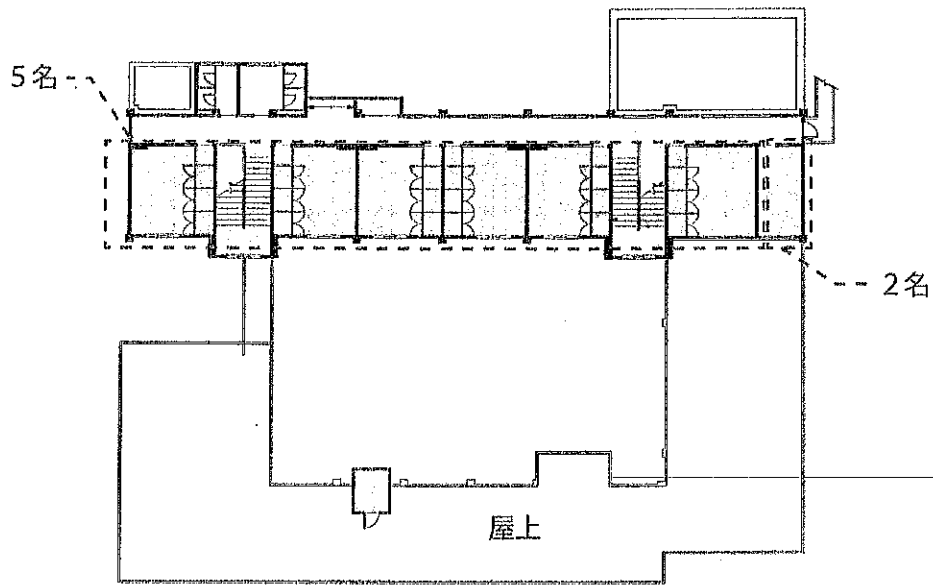
居室以外の共用空間

職員の空間

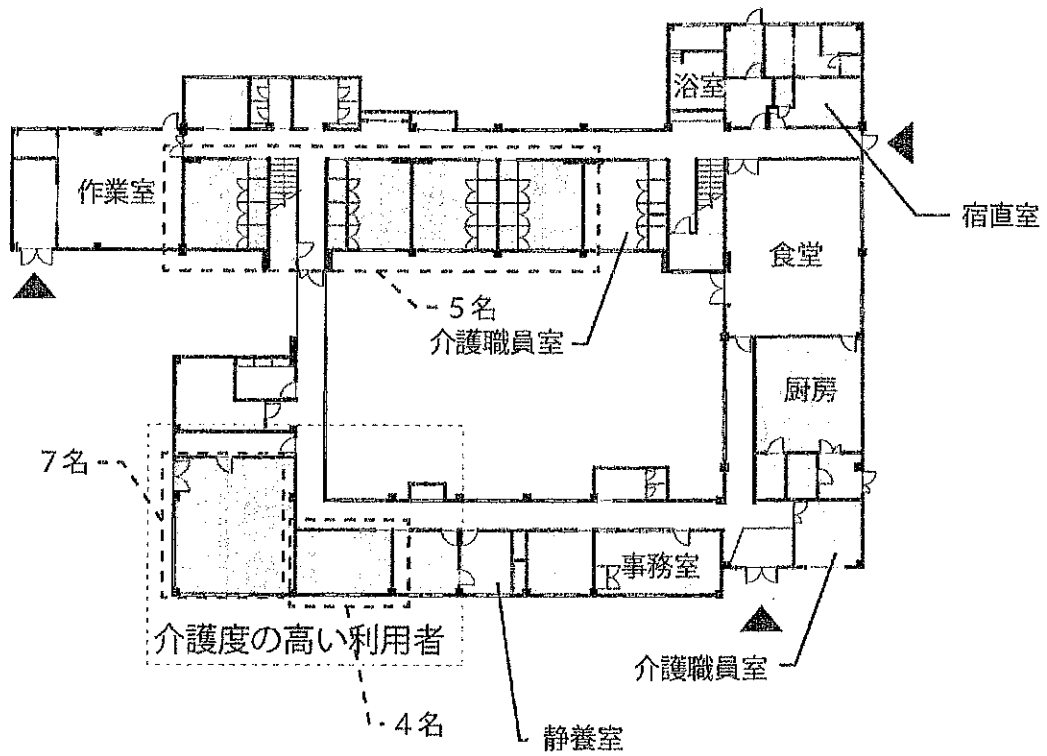
維持管理の空間

垂直動線の空間

旧施設 [ 現行施設 ] 1971 年竣工



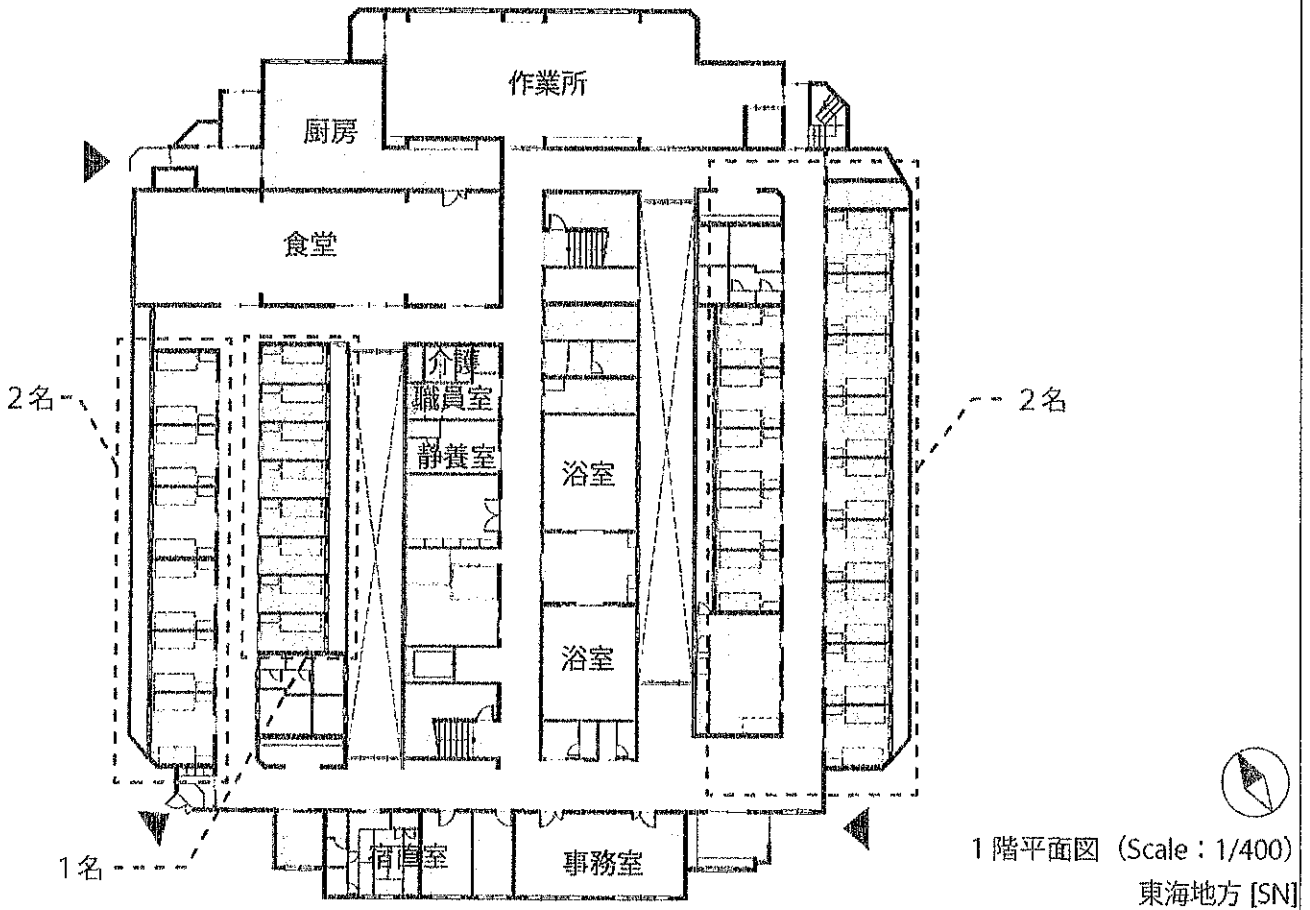
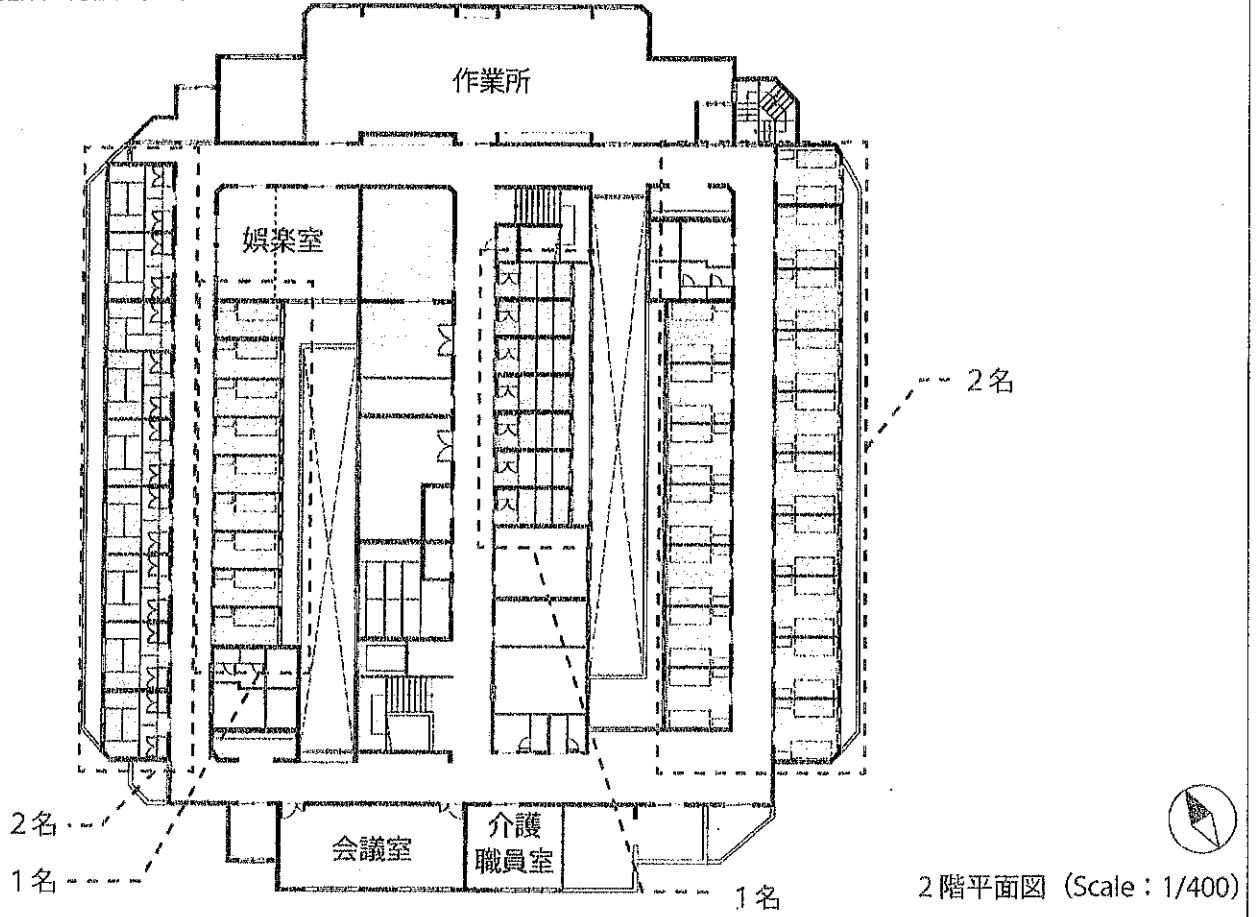
2階平面図 (Scale : 1/400)



1階平面図 (Scale : 1/400)

東海地方 [SN]

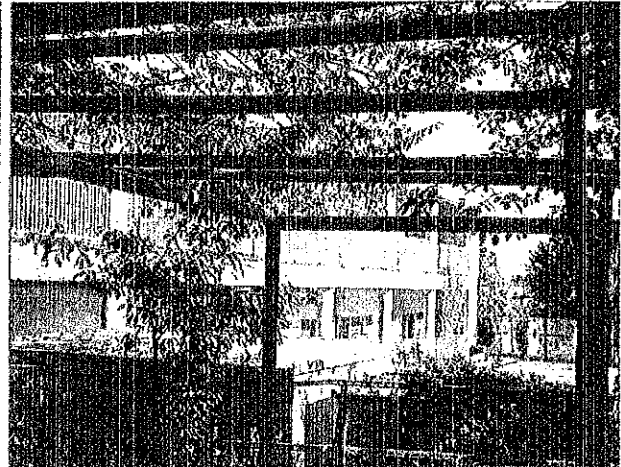
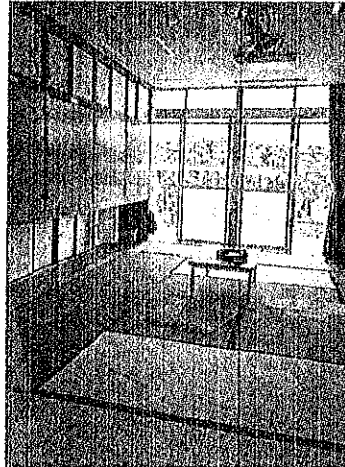
新施設 現在建設中



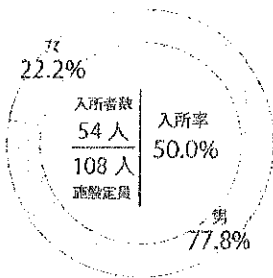
# 東海地方 [NU]

(A 県内の救護施設 4 軒)

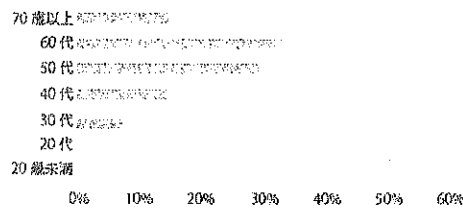
施設の基本情報  
 施設設立年(救護)  
 1946 (1957)  
 築年数(現存施設)  
 45  
 併設施設の有無  
 有(障害者支援施設)  
 障害種別  
 B-1(混合型/過型)  
 施設形態  
 a-3(単棟多翼型)



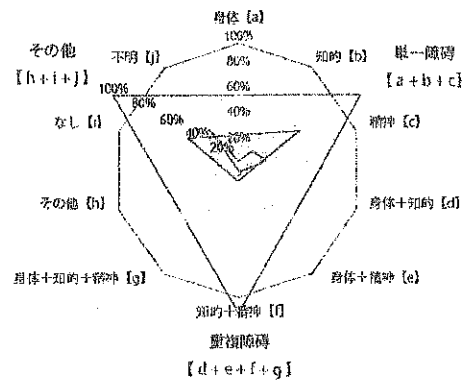
施設利用者の性別構成 (N=54)



施設利用者の年齢構成 (N=54)

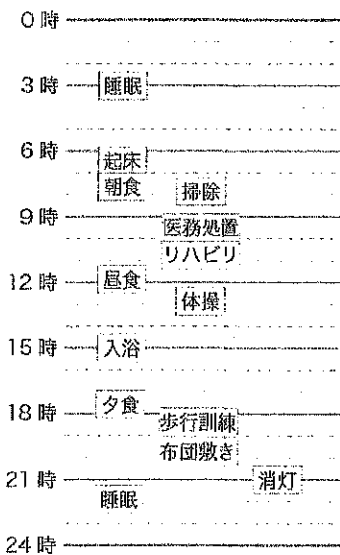


施設利用者の障害構成 (N=54)

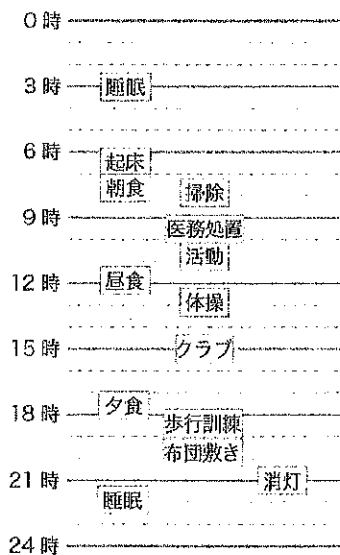


## 1日の生活時間 (利用者)

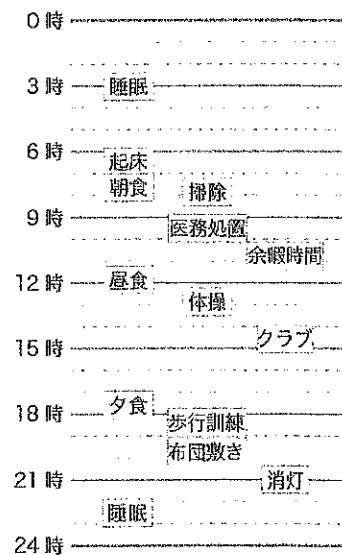
利用者の1日の生活時間 (月・水・金)



利用者の1日の生活時間 (火・木)



利用者の1日の生活時間 (火・木・土)



東海地方 [NU]

- ①施設沿革 ②建物構成 ③利用者状況
- ④居室環境 ⑤公共空間 ⑥ヒアリング調査の抜粋

①施設沿革に関して

昭和 21 年 11 月 (1946) N 市内に生活保護施設 U 寮として発足した。その後、昭和 32 年 8 月 (1957) に同市内に緊急救護施設として T 寮を開設。昭和 47 年 4 月 (1972) に T 寮と生活保護施設 U 寮の統廃合を行い、現行の [NU] 施設が開設されている。初期の生活保護施設 U 寮は定員 120 名で開設され、救護施設の定員は最大 170 名まで増員されている。現在は、定員 108 名であり、増改築及び設備更新が実施されている。

②建物構成に関して

構造は鉄筋コンクリート構造で敷地面積 28787.42m<sup>2</sup>に対して、延床面積 6074.80m<sup>2</sup> (更生施設 2098.07 m<sup>2</sup>含む) であった。施設形態は単棟多翼型で 2 階建であった。1 階部分に居室を含む利用者の供用される空間及び、職員に供用される空間、施設の維持管理に供用される空間が配置されており、2 階に居室棟に利用者居室、管理棟に職員に供用される空間が配置されている。

③利用者状況に関して

利用者の性別構成は、男性 77.8%、女性 22.2%であり、入所者数は定員 54 名に対して 108 名であった (アンケート回収時: 2016/11)。利用者の障害種別は B-1 で障害状況を問わず様々な利用がなされている。

④居室環境に関して

居室は定員 4 名を採用しており居室面積は、定員 4 名概ね 25m<sup>2</sup> (27 室) であった。空調設備は集中管理方式であり、居室設備は空調設備・収納・寝具であった。基本的には、和室且つ布団を採用している (一部ベッド)。

⑤公共空間に関して

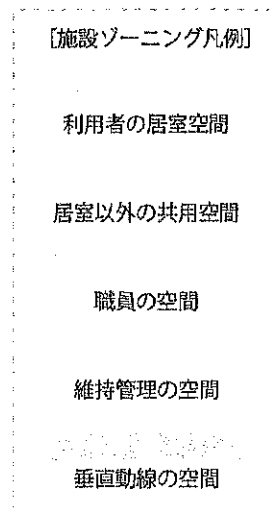
施設が丘陵地に立地しているため、2 階建の居室棟は内部階段を設置していない棟がある。廊下幅や階高がやや狭く、木製建具の利用がみられた。食堂に関して、利用者の座席は固定で性別や生活状況による配置がなされている。

⑥ヒアリング調査の抜粋

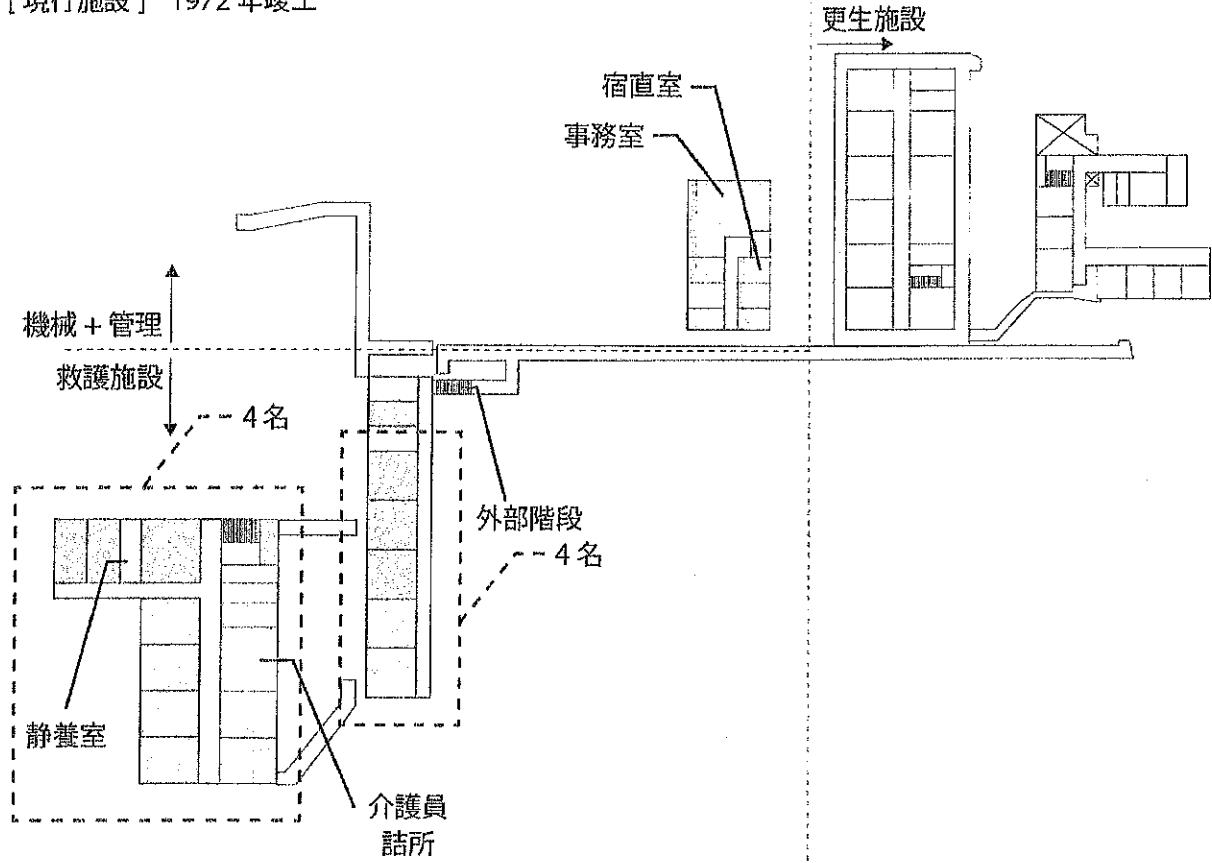
[NU] 施設においては、利用者の高齢化や障害状況の多様化に伴い、日常生活において一部介助の必要な利用者が増加している (全介助は無し)。そのため、居室においても従来の和室且つ布団を利用した生活様式から、一部居室においては、医療用ベッドや通常のベッドが配備されている。各棟が渡り廊下で接続されているため、移動の際に外部を経由する必要がある。

居室面積

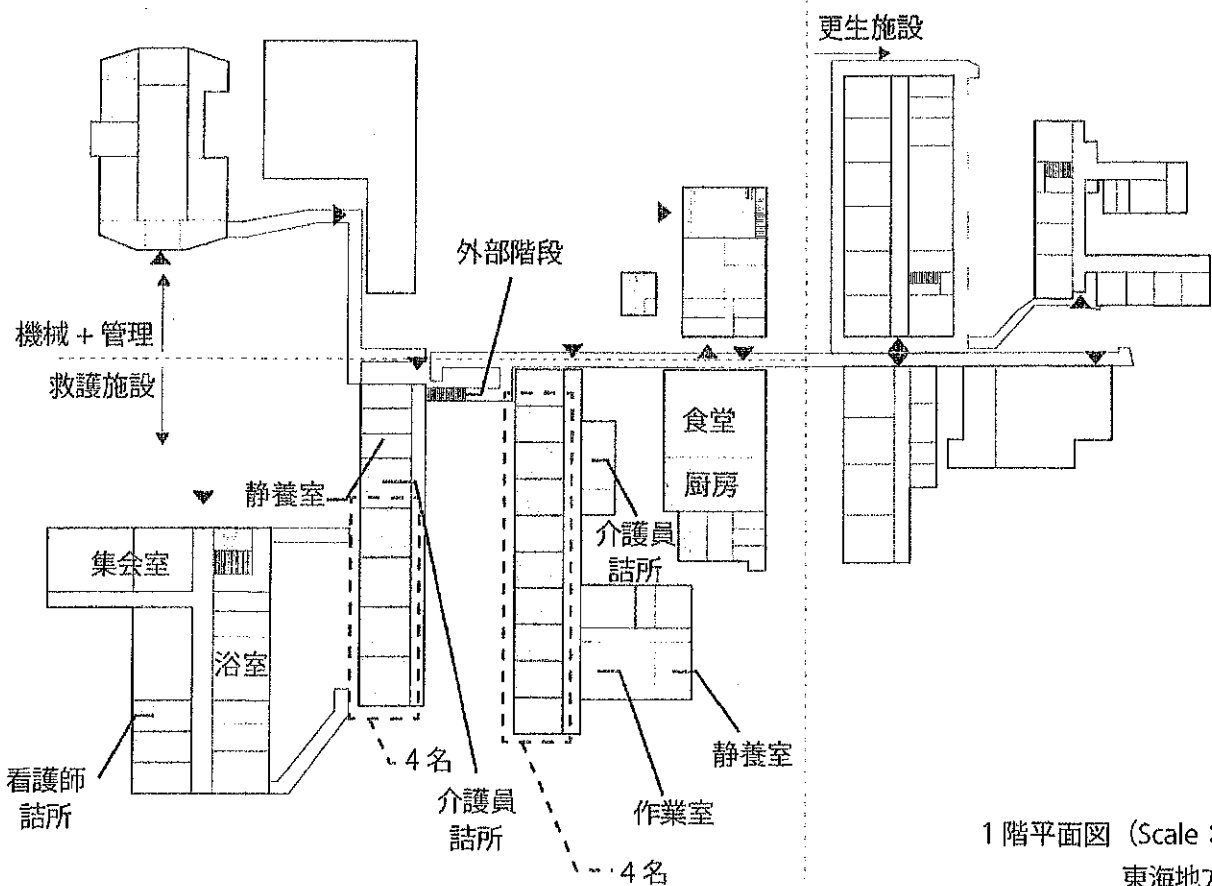
・見学時の計測値



[現行施設] 1972年竣工



2階平面図 (Scale: 不明)



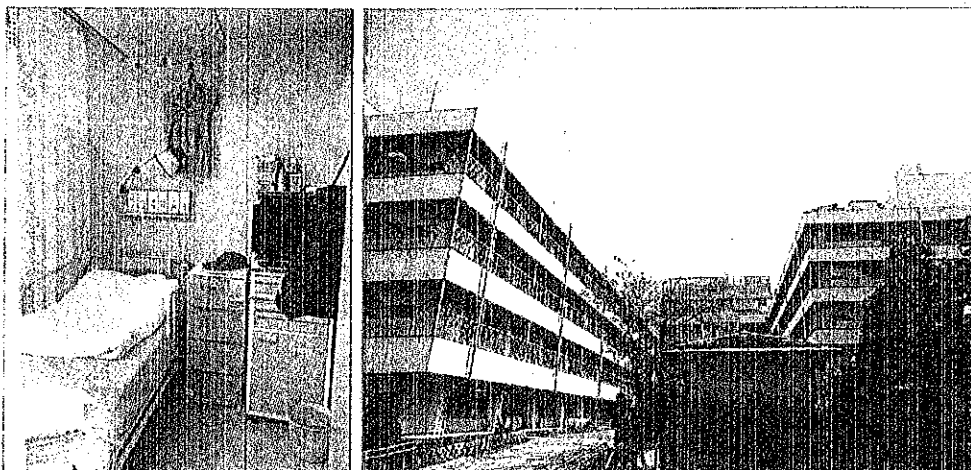
1階平面図 (Scale: 不明)

東海地方 [NU]

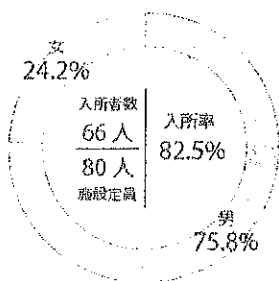
# 東海地方 [NK]

(A 県内の救護施設 4 軒)

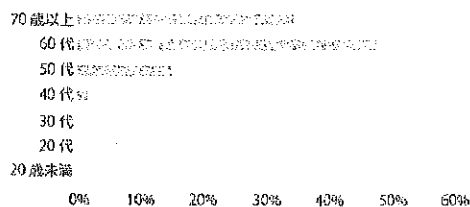
施設の基本情報  
 施設設立年 (救護)  
 1926 (1932)  
 築年数 (現存施設)  
 35  
 併設施設の有無  
 有 (医療施設)  
 障害種別  
 B-1 (混合処遇型)  
 施設形態  
 a-1 (単棟独立型)



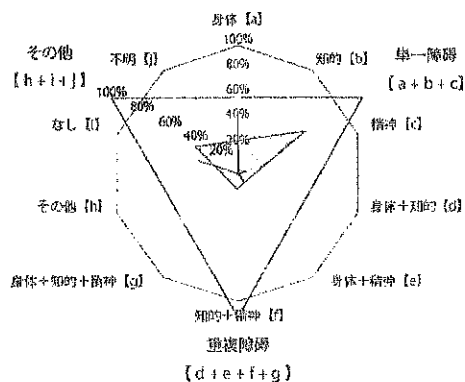
施設利用者の性別構成 (N=66)



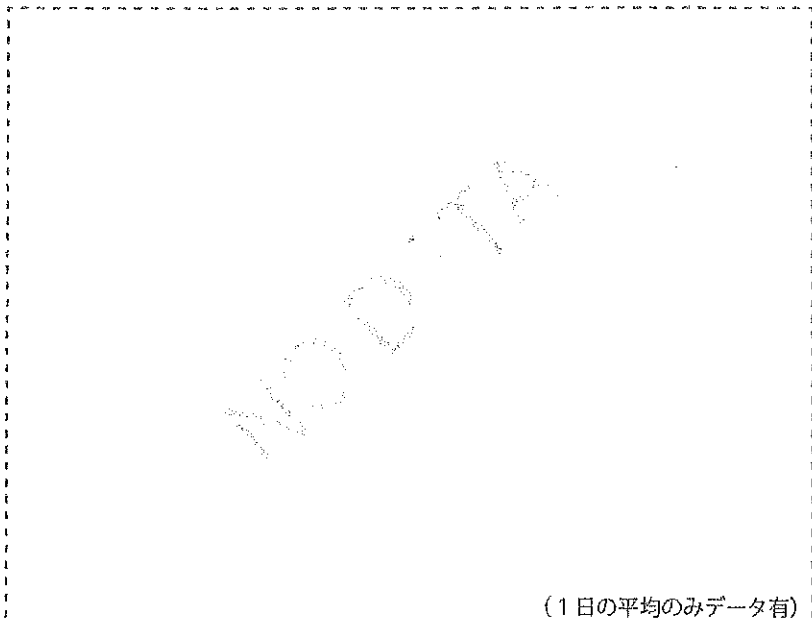
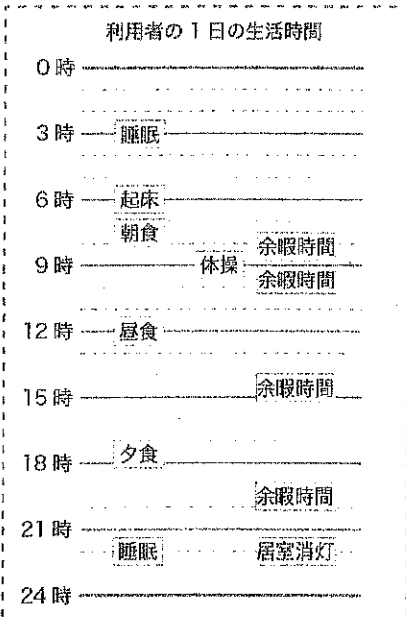
施設利用者の年齢構成 (N=66)



施設利用者の障害構成 (N=66)



1日の生活時間 (利用者)



(1日の平均のみデータ有)



## 東海地方 [NK]

- ①施設沿革 ②建物構成 ③利用者状況  
④居室環境 ⑤公共空間 ⑥ヒアリング調査の抜粋

### ①施設沿革に関して

大正15年4月(1926)に救済院Hとして発足し、昭和7年6月(1932)に救護法に基づく救護施設の認可を受けた。戦災による焼失の後、M寮と改称した。昭和26年4月(1951)に新生活保護法に基づく医療保護施設の認可を受ける。その後、増改築を繰り返しつつ、昭和57年4月(1982)に現行の[NK施設]が開設される。

### ②建物構成に関して

構造は鉄筋コンクリート構造で敷地面積及び延床面積に関しては併設施設を有しているため不明である。施設形態は単棟独立型で4階建であるが、全てが救護施設に供用されているわけではない。1階部分に居室を含む利用者の供用される空間及び、職員に供用される空間、施設の維持管理に供用される空間が配置されている。なお、アプローチは1階に配置されている。

### ③利用者状況に関して

利用者の性別構成は、男性75.8%、女性24.2%であり、入所者数は定員80名に対して66名であった(アンケート回収時:2016/11)。利用者の障害種別はB-1で障害状況を問わず様々な利用がなされている。中央のスタッフルームに近接して障害状況の重度な利用者を配置している。

### ④居室環境に関して

居室は定員6名を採用しており居室面積は、定員6名で50.0m<sup>2</sup>(13室)であった。空調設備は集中管理方式であり、居室設備は空調設備・収納・寝具であった。定員6名の居室に関して、寝具はいずれもベッドを採用しており、ベッド周りをカーテンレールによる間仕切りが設置されている。居室はいずれも1階に配置されており、居室配置は中廊下型の配置が採用されている。

### ⑤公共空間に関して

居室棟の中央に食堂が設置されている。4階部分の公共空間は併設施設と併用しながら利用している。

### ⑥ヒアリング調査の抜粋

[NK]施設においては、同一敷地内に特別養護老人ホーム(300床)と医療施設(204床)を有している。その他、N市の市営他施設との連携しながら利用者の社会復帰を目指している。

#### 【施設ゾーニング凡例】

利用者の居室空間

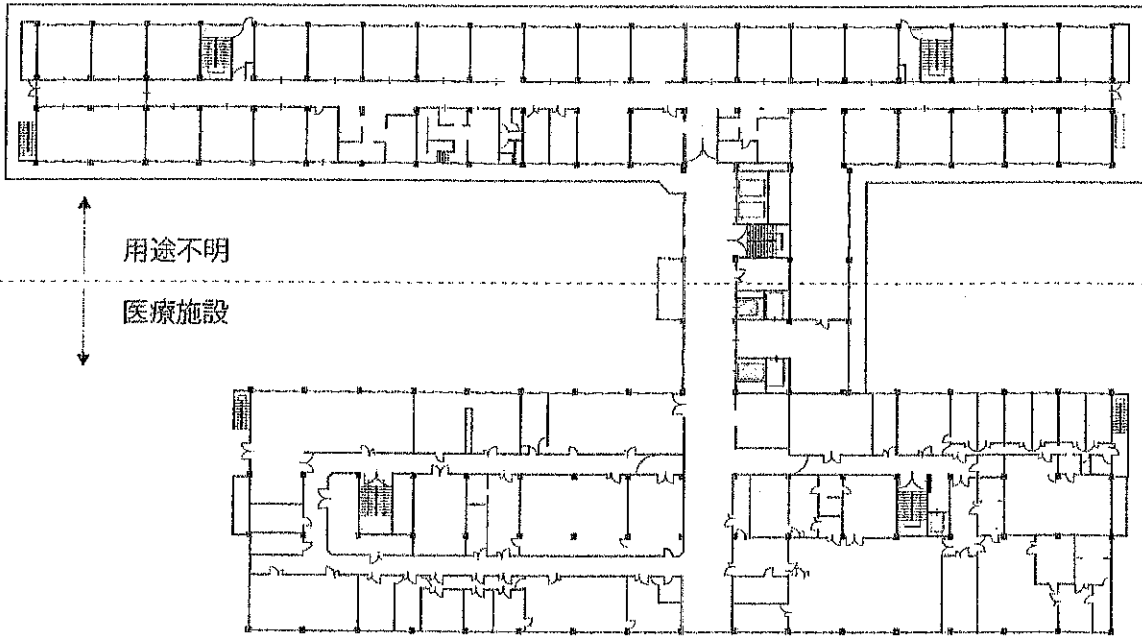
居室以外の共用空間

職員の空間

維持管理の空間

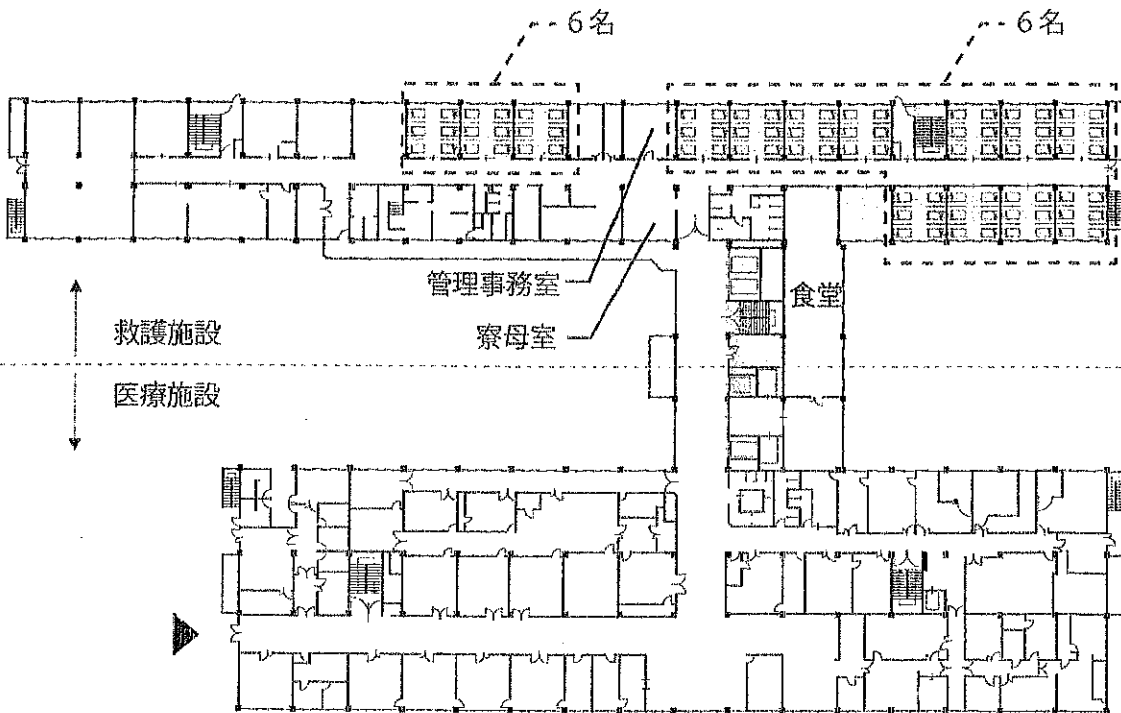
垂直動線の空間

[現行施設] 1982年竣工



2階平面図 (Scale: 1/800)

救護施設の用途として利用されていない



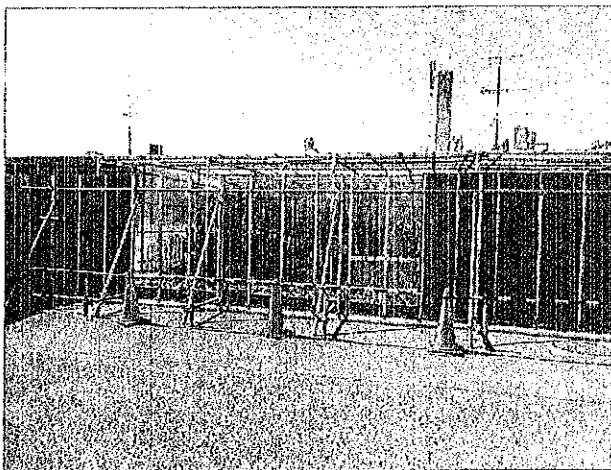
1階平面図 (Scale: 1/800)

東海地方[NK]

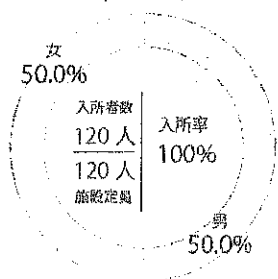
# 東海地方 [AS]

(A 県内の救護施設 4 軒)

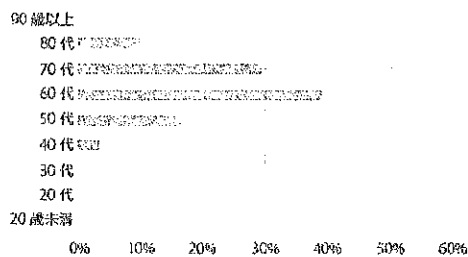
施設の基本情報  
 施設設立年 (救護)  
 1948 (1952)  
 築年数 (現存施設)  
 45  
 併設施設の有無  
 無  
 障害種別  
 B-1 (混合処遇型)  
 施設形態  
 a-3 (単棟多翼型)



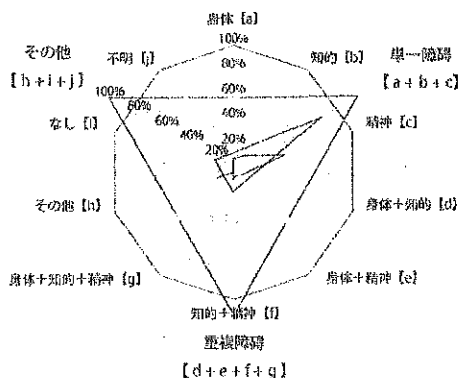
施設利用者の性別構成 (N=120)



施設利用者の年齢構成 (N=120)

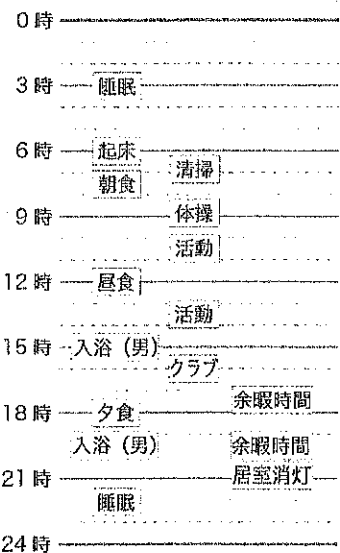


施設利用者の障害構成 (N=120)

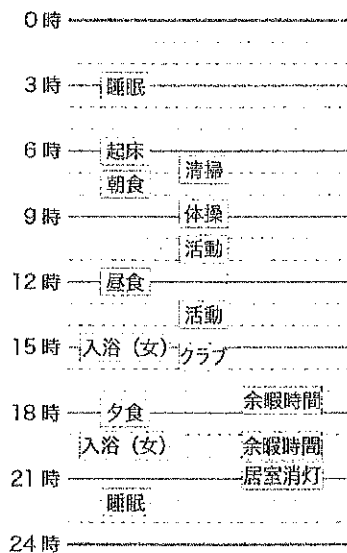


1日の生活時間 (利用者)

利用者の1日の生活時間 (月・水・金)



利用者の1日の生活時間 (火・木・土)



利用者の1日の生活時間 (火・木・土)

